

NO.67

2012.8 vol.20

産廃振興財団NEWS



環境と産業の未来のために

—CONTENTS—

- 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する措置法の一部を改正する法律案
環境省人臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 楠本 浩史
- 都道府県の産廃対策 [シリーズ第7回]
青森県環境生活部県境再生対策室・岩手県環境生活部廃棄物特別対策室
- 廃棄物処理経営におけるCSRの取組
全国産業廃棄物連合会青年部協議会 会長 尾崎 俊也
- 環境省「優良さんぱいナビ」オープン!
- 産廃振興財団の動き



公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する措置法の一部を改正する法律案



環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 **楠本 浩史**

産廃特措法制定の背景

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成15年閣法第98号、以下「産廃特措法」という)は、平成10年6月16日以前(平成9年改正の廃棄物の処理および清掃に関する法律の施行日より前)に不法投棄等が行われた事案に対し、都道府県または廃棄物処理法上の政令市が行う不法投棄等による生活環境保全上の支障の除去等事業に対し財政支援を行う法律であり、その有効期限は平成25年3月31日となっている。

産廃特措法が制定された背景には、香川県豊島^{てしま}や青森・岩手県境事案に代表されるような大規模な不法投棄等事案が発生し、その支障除去等には多額の費用が必要であった。その費用を都道府県等のみが負担することはその完了までに長期間を要し、地域住民の生活に多大な影響を与えるので、支障の除去等を計画的かつ着実に推進するために国が財政支援を行う制度が創設された。

法施行後の状況

平成24年6月現在、産廃特措法に基づく支援を行っている事案は15事案であり、そのうち4事案については既に支障の除去が完了している。

支障除去を実施中の事案	・香川県豊島、青森県田子町/岩手県二戸市、秋田県能代市、福井県敦賀市、宮城県村田町、横浜市、岐阜市、福岡県宮若市、三重県桑名市五反田、三重県四日市市内山、滋賀県栗東市
支障除去が完了した事案	山梨県、三重県桑名市、新潟県、新潟市

平成15年以降、支障除去等事業を実施していく過程のなかで、香川県豊島、青森・岩手県境事案などでは当初の想定以上の廃棄物が発覚するなどの事態に至った。そのため、産廃特措法の期限である平成25年3月31日までに支障除去等事業が完了しないことが分かった。また、近年になり不法投棄等による生活環境保全上の支障が発覚するなど、過去に行われた不法投棄等による生活環境保全上の支障が除去されていない事例がある。

産廃特措法の改正について

このような状況のなかで、過去の不法投棄等による生活環境保全上の支障を一掃し、支障除去等事業を迅速かつ着実に完了させる必要があるため、平成25年度以降も財政支援措置が必要である。こういった必要性を踏まえて、平成24年2月14日に産廃特措

法の一部を改正する法律案を閣議決定し、国会に提出した。

主な改正内容は下記の3点である。

- ・特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成15年法律第98号)の有効期限(平成25年3月31日)を平成35年3月31日まで延長する。
- ・環境大臣は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成34年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本方針を定めることとする。
- ・都道府県等は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する実施計画について、平成25年

3月31日までに環境大臣に協議しなければならないこととする。

改正案については、平成24年6月1日現在、国会で審議を行っているところであり、改正案が成立した後は産廃特措法第3条第1項に基づき、環境大臣が支障除去のための基本方針を策定することとなる。都道府県等においては、当該基本方針を踏まえて、平成25年度以降の生活環境保全上の支障を除去するための計画を策定することとなる。

今回の法改正により、平成10年6月16日以前に不法投棄等が行われた古い事案の支障除去を早期に実施できるよう、都道府県等と協力して対応していきたい。

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

法律の概要

○平成10年6月16日以前に行われた不法投棄等による支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、都道府県等が行う特定支障除去等事業に対し平成25年3月31日までの間、国が支援措置を講ずるもの。

改正の必要性

- 計画策定時の見込み以上の量の産業廃棄物が確認されたなどの理由から、都道府県等が平成25年3月31日までに特定支障除去等事業を完了させることが困難な事案がある。
- 事案の発覚の遅れ等の事情から、現時点では特定支障除去等事業として国による支援の対象となっていないものの、新たに都道府県等が支援対象とすることを希望している事案がある。

○都道府県等が行う特定支障除去等事業を迅速かつ着実に完了させるため、平成25年以降も引き続き支援措置が必要。

改正内容(案)

- (1) 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成15年法律第98号)の有効期限(平成25年3月31日)を平成35年3月31日まで延長する。
- (2) 環境大臣は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成34年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本方針を定めることとする。
- (3) 都道府県等は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する実施計画について、平成25年3月31日までに環境大臣に協議しなければならないこととする。

不法投棄等現場の堆積廃棄物の 斜面安定性評価に関する研究 (平成23年度末中間報告)

はじめに

本研究は、産業廃棄物不法投棄等のうち堆積廃棄物の斜面崩壊の危険がある現場を対象に、確立した評価方法がない堆積廃棄物の斜面安定性に関する評価方法について、研究・開発するものです。堆積廃棄物の斜面安定性評価方法を提案することで、都道府県等の方々が一層効率的に支障除去を行えるよう、平成22年度～24年度の3ヵ年計画で研究を進めています。研究の中間報告として、平成23年度までの研究結果をご報告致します。(平成22年度の結果報告は、産廃振興財団NEWS No.63に掲載しました。)

1. 研究メンバー(平成23年度)

山脇 敦(代表研究者；財団)
島岡 隆行(九州大学)
勝見 武(京都大学)
大嶺 聖(九州大学)
川崎 幹生(埼玉県環境科学国際センター)
土居 洋一(NPO最終処分場技術システム研究協会)
柴 暁利(中国・同濟大学)
坂口 伸也(前田建設工業株式会社)

2. 現場実験および室内実験結果

平成22年度は中国上海市老港廃棄物処分場内での大規模な載荷・崩壊実験により、堆積廃棄物

層が従来の土質力学による試験・解析法では説明できない高い斜面安定性を有することを確認しました。平成23年度は、斜面崩壊のおそれが指摘されていた国内の3つの不法投棄等現場で、以下に示す一連の強度試験等を行いました。

(1) 一面せん断試験

廃棄物地盤の強度定数を把握することを目的に平成22年度に製作した一面せん断試験機(図1)を用いて、現場実験および採取試料を用いた室内実験を行って、廃棄物地盤の強度特性を調べました。現場実験は、千葉、佐世保、秩父の3箇所の産業廃棄物不法投棄等現場で行いました。このうち、千葉はプラスチック等の繊維状物やシート状物を多く含む現場であり、佐世保、秩父はほとんど繊維状物等を含まない現場です。現場一面せん断試験で得たせん断応力-せん断変位関係曲線(図2)では、繊維状物等を多く含む

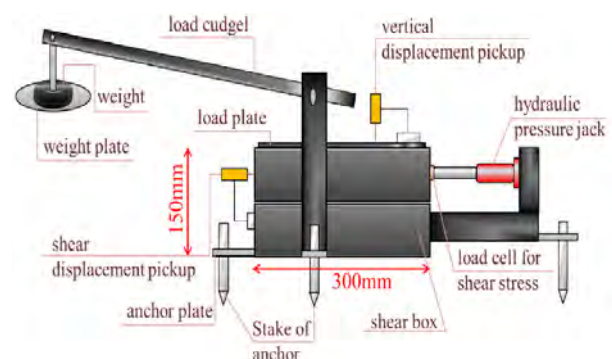


図1 一面せん断試験機の概要

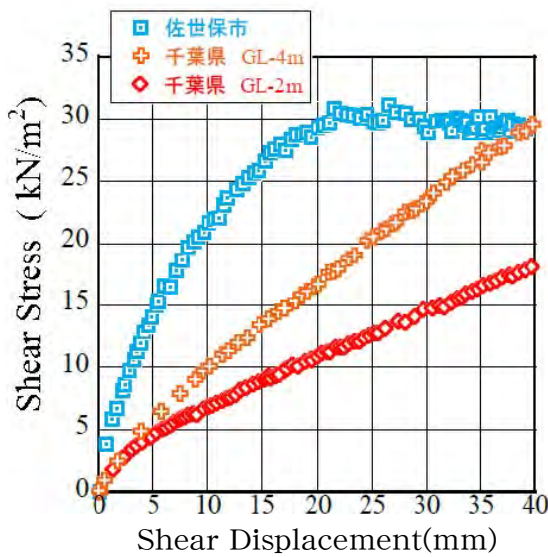


図2 せん断応力-せん断変位曲線

千葉現場ではせん断応力にピークが現れませんが、繊維状物等をほとんど含まない佐世保現場ではピークがみられ、密な砂や過圧密粘土の曲線に類似しています。各現場の強度定数(C、 ϕ)の試験結果(表1)では、内部摩擦角(ϕ)が $33^{\circ}\sim 46^{\circ}$ と盛土の一般的な値($25^{\circ}\sim 35^{\circ}$ 程度)よりも高く、崩れにくいことがわかります。

(2) 安息角試験

廃棄物層の安定的な法面勾配を調べることを目的に、重機を用いた安息角試験を不法投棄等現場で行いました(写真1)。バックホウのバケットにより廃棄物を撒きこぼして廃棄物の山(1.0

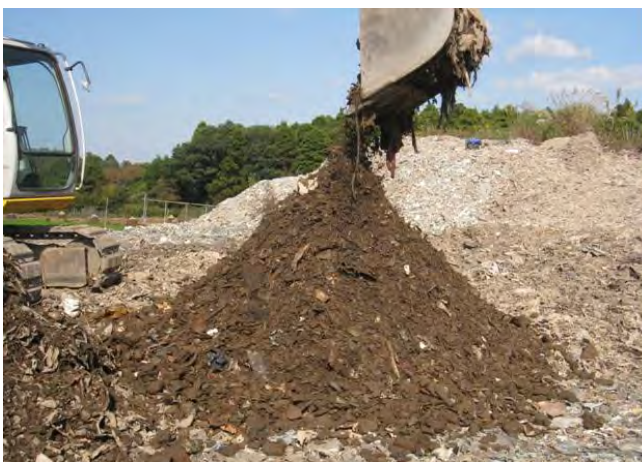


写真1 安息角試験(千葉現場)

～1.5m)を形成させ、その法面勾配を計測しました。試験で廃棄物を撒き出し続けると、ある傾斜を超えると斜面の表面崩壊や盛りこぼしにより流下する現象が発生し緩勾配化し、やがて勾配は一定化します。この勾配は、現場内の急勾配盛り立て部の平均的な勾配とほぼ等しく、廃棄物が長期的に安定する勾配であると考えられます。試験結果(表1)には安息角試験の初期に現れる最大勾配と安定化した緩勾配部の角度を示しています。なお、標準的な砂の安息角は概ね 30° であり、建設工事で規定される標準盛土勾配($27^{\circ}\sim 34^{\circ}$ 程度)と対応しています。表1で繊維状物等を多く含む現場(上海、千葉)の安息角は 45° を超えており、高い斜面安定性を有することがわかります。

(3) 一連の現場・室内実験結果のまとめ

この他、堆積廃棄物層中の繊維状物等の引き抜き抵抗を確認するための現場引抜試験(写真2)や、廃棄物層の有する引張抵抗力を測定するための室内での引張試験(写真3)を行って、堆積廃棄物層が通常の土砂地盤にはない引張抵抗を持つことを確認しました。また、キャスポル試験(写真4)。測定器の錘を落下させたときの衝撃加速度：インパクト値を計測するもの)を行って、現場の締め固まり状況や堆積物種類に対応した値を得ました。さらに、繊維状物等が多い千葉現場の試料を用いて行った室内大型土圧試験では、土圧分布が土砂材料と異なり弾性体的土圧分布を示しました。一連の実験結果(表1)から、次の事項が窺えます。

- ・わが国の不法投棄等現場の強度定数は概して高い値を示す。産業廃棄物不法投棄等の現場では、行為者が用地内に出来るだけ多くを投棄しようとし良く締め固めていることや、都市ごみには含まれないコンクリートがら等による噛み合わせ効果によることが推察される。

表1 平成22～23年度に実施した主な現場・室内実験結果一覧

項目	上海市老港処分場 (都市固形ごみ)		国内産業廃棄物不法投棄等現場			
			千葉現場	佐世保現場	秩父現場	
当該地の用途	海面埋立処分場		旧中間処理施設	安定型処分場	管理型処分場	
原地形(底面)	平地		平地	約20°の斜面	平地	
廃棄物組成(重量比) (一面せん断試験実施地点)	・プラ類 22%、石・陶器 29%(GL-1m) ・プラ 9%、石・陶器 52%(GL-3m)		プラ類 16%、礫・陶磁器 46%、砂類 28%、金属 4%、木くず 1%	がれき類・土砂等 100% (プラ類なし)	土砂・燃え殻等 85%、がれき類 12%、プラ類 2%、金属 1%	
湿潤密度 (一面せん断試験実施地点)	0.6 g/cm ³ (GL-1m) 1.3 g/cm ³ (GL-3m)		1.2 g/cm ³	1.4g/cm ³	1.4g/cm ³	
含水比 (一面せん断試験実施地点)	39%(GL-1m) 45%(GL-3m)		31%	23%	未計測	
廃棄物堆積高さ	9m(実験場所)		約18m	約40m	約40m	
廃棄物法面勾配	42°～53°(付近の廃棄物築堤部法勾配)		40°～62°(法部) 約90°(切削部)	30°～42°	約30°(=処分場計画勾配)	
載荷実験(現場)	従来解析法で十分崩壊が想定される断面、荷重で崩壊、変位なし		未実施	未実施	未実施	
崩壊実験(現場) せん断強さ (約3m ³ の地盤に連続した立方体の強さ)	12 kN/m ² (GL-1m) 15 kN/m ² (GL-3m) (平均繊維長と同等の約20cmでピーク)		未実施	未実施	未実施	
安息角試験(現場) (盛りこぼしを含む角度～最大限界勾配)	約45°～60° (掘削物積上げ勾配)		46°～50° (バケツ10杯分、円錐高さ154cm)	38°～44° (バケツ10杯分、円錐高さ130cm)	約35°～40° (掘削物積上げ勾配)	
一面せん断試験	現場試験	C(粘着力)	7 kN/m ² (GL-1m) 4 kN/m ² (GL-3m)	6kN/m ²	未計測	70 kN/m ² 以上
		φ(内部摩擦角)	33°(GL-1m) 44°(GL-3m)	46°	未計測	未計測
	室内試験	C(粘着力)	未実施	3kN/m ²	8kN/m ²	(別途三軸試験結果=55kN/m ²)
		φ(内部摩擦角)	未実施	44°	38°	(別途三軸試験結果=35°)
	せん断変位-応力の関係		せん断応力のピークなし	せん断応力のピークなし	せん断応力のピークあり	(固結状態に近く変位35mmまで実験できず未計測)
キャスポール試験(現場一面せん断試験実施地点)	Ir (インパクト値)	4.7 (GL-1m) 4.1 (GL-3m)	6.3 (現場内では締め固まり状況に対応して3.0～7.4)	7.8	20以上	
現場引抜試験 (廃棄物層からの1本の繊維状物等の引抜抵抗力試験)		未実施	抜ける場合 =40～100N 破断する場合 =400～500N	試掘断面に引抜対象となる繊維状物がなく未実施	試掘断面に引抜対象となる繊維状物がなく未実施	
引張試験(室内) (L=1mの引張箱を用いた引張試験)		未実施	最大引張応力 =22 kN/m ² (上載圧200kN/m ²)	未実施	実施	
大型土圧試験(室内)		未実施	弾性的土圧分布を計測	未実施	未実施	



写真2 現場引抜試験



写真3 引張試験(試験実施後)



写真4 キャスポル試験

- ・繊維状物等を多く含む場合(上海、千葉)と含まない場合(佐世保、秩父)を比較すると、試験結果全般に差異があり、繊維状物等を多く含む場合は、通常の土砂材料にはない引張抵抗を有し、弾性体的挙動を示す。
- ・現場で形成されている廃棄物法面勾配と、一面せん断試験の ϕ (内部摩擦角)、安息角試験の下限側値(盛りこぼしを含む角度)は、各現場ではほぼ同じ値をとっており、安価に実施できる安息角試験は平地での安定斜面勾配の評価法として有効と考えられる。

3. 斜面安定解析

繊維状物等を含む廃棄物層は従来の円弧すべり解析で用いられる内部摩擦角(ϕ)、粘着力(C)の他に引張抵抗を有することが確認できたことから、ケルシュ(Koelsch)による引張抵抗を考慮した次の極限平衡式(下線部が引張抵抗)を用いた斜面安

定解析を行いました。

$$T = \frac{(G \cdot \tan \phi + C \cdot b + G \cdot \tan \zeta \cdot \sin(1.5 \theta))}{(\mu \cdot \sin \theta \cdot \tan \phi + \cos \theta)}$$

T:すべり面でのせん断抵抗、G:自重等による垂直荷重、
 μ :安全率の逆数、b:すべり面長
 ϕ :せん断抵抗角、C:粘着力、 ζ :引張抵抗角(繊維質による引張抵抗による)

引張抵抗角(ζ)を考慮することにより、繊維状物等を多く含む現場(上海、千葉)の急傾斜(60°~90°)での斜面安定を解析上で示すことが可能になります(図3で、引張抵抗を考慮した右図では、安全率 $F_s > 1$ となる)。

4. 斜面安定性評価方法

一連の実験・解析結果から、堆積廃棄物層の強度特性は、繊維状物等の引張抵抗材の有無により大きく異なり、引張抵抗材が含まれる場合には斜面安定性が通常の土砂盛土より高いことを確認し

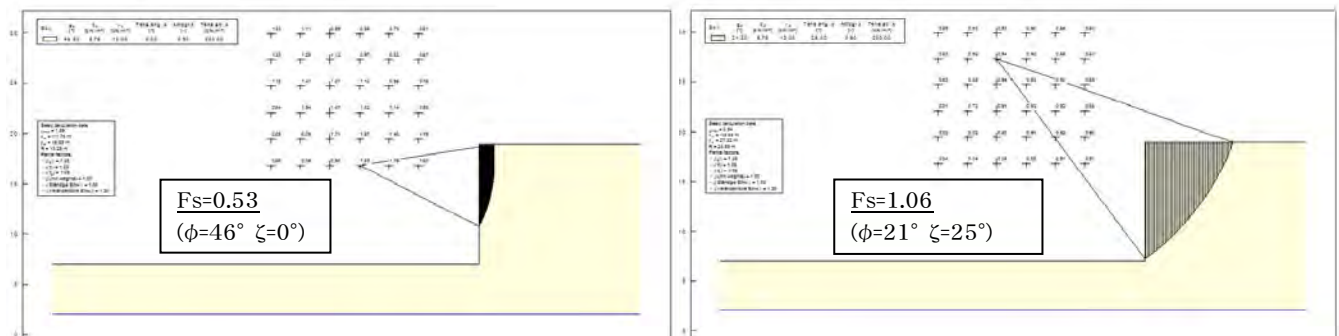


図3 斜面安定解析結果(千葉現場) 左:従来解析法(引張抵抗なし)、右:引張抵抗考慮

注) 計算には、“GGU-STABILITY Version9(Civilserve GmbH,Steinfeld)”を使用

表 2 産業廃棄物不法投棄等現場の斜面安定性評価上での分類(案)

廃棄物の形状・種類	現場特性	強度パラメータ	類似挙動物	適する試験、解析方法	対応事案件数 []内：崩壊数		
					平地	傾斜地	計
1)大型がれき、角材等の粗大物主体	小規模不法投棄。最大堆積高 10m程度	摩擦、噛み合わせ効果	石積み	噛み合わせ等が複雑で解析は難しいが、物理的に小規模投棄に限定されるため、現場評価で対応。	1	2 [1]	3
2)繊維状物、シート状物混入多(粗大物少)	急傾斜大規模不法投棄になり得る。	摩擦、粘着、引張	弾性体	一面せん断試験、引張試験、安息角試験。引張を考慮した安定計算。	8	2 [1]	10
3)細粒分主体(プラ、繊維分あり)	小規模不法投棄。最大堆積高 10m程度	摩擦、粘着	弾性体	一面せん断試験、安息角試験。(三軸圧縮試験の適用性は今後の検討課題)	4	0	4
4)土砂分、がれき主体(プラ等ほぼなし)	土砂特性。燃え殻等で固結化の場合あり	摩擦、粘着	盛土	既存土質工学手法で対応可能。	1	1 [1]	2
計					14	5 [3]	19



1)大型がれき・角材等現場



2)繊維状物等混入多現場



3)細粒分主体現場



4)土砂・がれき主体現場

ました。このような強度特性の他、斜面崩壊のおそれが指摘されていた代表的な支障除去事業事案と本研究で現地調査や現地実験を行った国内計19事案をもとに、廃棄物種類や原地盤の傾斜状況で、現場を分類したのが表2です。

表2のうち、2)は引張抵抗を有することから急傾斜の大規模不法投棄になり得て、事案数が最も多くなっています。2)の斜面安定性評価では引張試験等による引張抵抗の考慮が必要になります。

原地盤が傾斜している場合は、堆積廃棄物の種類にかかわらず、崩壊や表面くずれ等が発生しており、下層土のすべりや廃棄物層と下層土の間の境界面のすべりを考慮した斜面安定性評価が必要になります。

おわりに

一面せん断試験と安息角試験の結果が現場の堆積勾配と良く整合した結果を得ており、各々の試験の有効性が確認できました。斜面安定解析では、平地上の急勾配堆積現場が引張抵抗により安定状態にあることを数値的に示しました。研究成果は、斜面安定性評価だけではなく、廃棄物を利用した地盤の物理的安定性を把握することへの応用も期待できます。

研究最終年である平成24年度は、引張抵抗材の混入の程度や地山の傾斜状況等を考慮した斜面安定性評価方法に関する研究を進め、堆積廃棄物の斜面安定性評価方法を提案する予定です。

注)本研究は、平成23年度環境研究総合推進費補助金(課題番号K2304)の支援を受けて実施した。

青森・岩手県境不法投棄事案に対する 青森県の取組み

青森県環境生活部県境再生対策室

1. 経緯および現状

全国最大級の産廃不法投棄が行われた現場は、青森県田子町と岩手県二戸市にまたがっており、八戸市方面まで貫流する一級河川の馬淵川水系の上流部に位置しています。

青森県では、馬淵川水系の環

境保全のため、汚染拡散の防止を最優先として、「廃棄物および汚染土壌は全量撤去を基本とする」原状回復方針を決定し、安全・安心を第一にこれまで以下のような対策を行い、着実な成果を上げてきています。

(1) 不法投棄現場・周辺環境の

調査

平成12年度～14年度に、高密度電気探査、ボーリング等の諸調査を実施した結果、次のことが判明しました。

○廃棄物は、堆肥様物、焼却灰、汚泥、RDF様物が主体であること。

○廃棄物が投棄された面積は11ha、廃棄物量は推定約67万 m^3 であること。

○不法投棄現場全体が、揮発性有機化合物(VOC)によって汚染されていること。

○周辺環境の水質は、概ね環境基準を満たしていること。

○不法投棄現場の地盤は、難透水性の凝灰角礫岩で底面遮水層として利用可能であること。

(2) 汚染拡散防止対策の実施

①緊急的対策

・浸出水処理施設が完成す

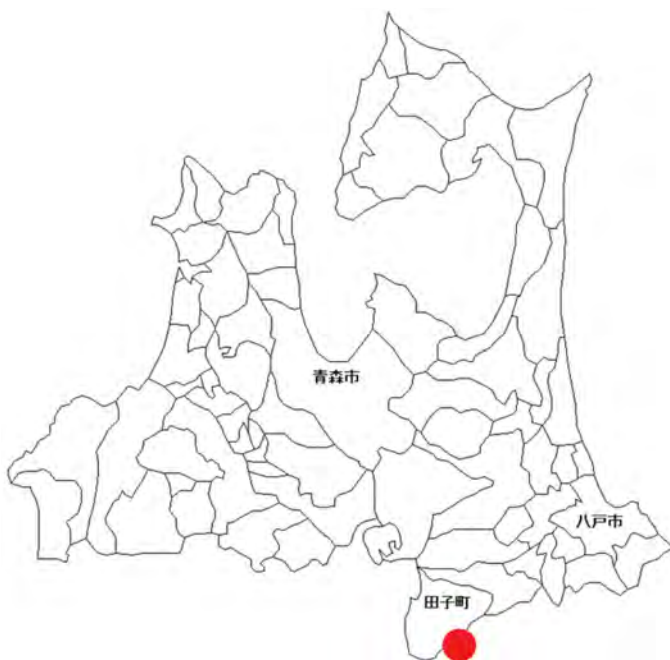


図1 不法投棄現場位置図

るまでの間、日処理量400m³の仮設浄化プラント(凝集沈殿+砂ろ過)を平成16年3月から17年5月まで稼働しました(平成17年7月に撤去)。

- ・雨水と廃棄物の接触を防ぐため、ブルーシート等による仮設表面遮水シートを敷設し、雨水の排水溝を整備しました。併せて、遮水壁の施工に備えて場内道路等を整備しました。

②長期的対策

- ・浸出水が現場外に出ないように、地中に平均深さ約20m、厚さ約50cm、透水系数が10⁻⁶cm/秒以下で、難透水性岩盤に密着させる構造として、長さ987mの鉛直遮水壁を設置しました(平成17年6月着工、18年9月完成)。
- ・浸出水処理施設(VOC処理+凝集沈殿処理+生物処理+凝集膜ろ過処理+化学的分解(UV・オゾン)処理+活性炭吸着処理+重金属キレート吸着処理、処理量150m³/日)を設置し、平成17年6月から不法投棄現場内の浸出水・地下水の処理を行っています。

[以上の対策による主な成果]

○鉛直遮水壁で遮断した不法投棄現場内の浸出水・地下水は標高の低い部分に集水され、浸出水処理施設で処理した上で放流しており、周辺環境への影響はありません。

○現場周辺の環境は、水質調査の結果、環境基準を概ね満たしています。

(3) 廃棄物の撤去

①廃棄物は、特別措置法に基づき、平成16年1月に環境大臣の同意を得た「青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書」により対応しています。

②廃棄物は既往調査結果に基づき、1,000m³(20m×20m×2.5m)のブロック毎に特別管理産業廃棄物と普通産

業廃棄物に仕分けした上で管理(ブロック管理)し、ベンチカット方式(標高の高いブロックから順次スライス式に掘削する方式)で掘削しています。

③廃棄物の処理方法は加熱処理を基本とし、県内の処理施設5箇所で処理を行っているほか、平成19年度からは確認分析の結果、普通産業廃棄物であることが確認出来た廃棄物については、県内の2箇所の埋立処分施設で埋立処理を行っています。

④廃棄物は天蓋付き全密閉型車両を基本として安全確実に運搬するほか、現場内に洗車場を設置し、車両に付着した汚染物が場外に出な



図2 不法投棄現場の現況

いようにしています。

[以上の対策による主な成果]

○平成24年5月末現在、約92.7万t(全体の79%。運搬車両約8万台)の廃棄物を撤去しました。

○平成19年度から、廃棄物の処理方法に埋立処理を追加したため、年間の処理量が大幅に増加するとともに、埋立処理費は加熱処理費よりも安価なため、事業費の節減につながっています。

○平成24年3月末現在、廃棄物の撤去により露出した地山約28,800㎡(全体の35%)について、住民、報道機関等に公開のもと地山確認(6回)し、土壌汚染の有無に係る分析結果を逐次蓄積しました。

○全体汚泥状を呈する廃棄物の機械選別(粒径により3区分)技術が確立しました。

(4) 原因者に対する責任追求

①不法投棄原因者に対しては、平成12年6月から、不法投棄された産業廃棄物の撤去および周辺環境への汚染拡散防止対策を講ずるよう措置命令を発してきましたが、一部を除き、措置を講ずる見込みがないことから、平成14年度から行政代執行により県が措置を講じております。

②行政代執行費用については、不法投棄原因者に納付を命じておりますが、一部を除き未納となっていることから、国税滞納処分の例により、金銭債権や不動産の差押えを行い行政代執行費用の回収に努めております。また、引き続き代執行費用に充てることができる財産がないか調査を行い、差押対象財産が判明した場合には、滞納処分を執行することとしております。

(5) 排出事業者等に対する責任追求

①平成14年10月以降、これまでに約12,000社の排出事業者に対して、青森・岩手両県が分担し、廃棄物処理法違反の有無について調

査を進めています。

②排出事業者23社を行政処分(措置命令、納付命令)し、同21社からの費用拠出申出を受け入れました。これらの措置による金員受入額は、平成24年5月末現在、約4億8千万円となっています。

(6) 周辺的生活環境モニタリング調査

①現場内および周辺の27地点において、定期的に水質モニタリング調査を実施しています。汚染は現場内に留まり、周辺的生活環境への影響は確認されていません。

②大気汚染物質、有害大気汚染物質および騒音振動モニタリング調査を年4回実施しており、周辺的生活環境



写真 1 露出した地山の状況

への影響は確認されていません。

2. 廃棄物等の推計量の見直しと対応

廃棄物の撤去が進み地山確認を行った結果、当初想定していなかった不法投棄形態(ももとの沢地形を垂直に掘り下げ底面には巨大な穴を掘るなど地形を改変して不法投棄していたこと)が明らかとなったため、これらの新たな知見に基づき、廃棄物等の量の見直しを行いました。

(1) 平成22年度の見直し

平成22年度に行った廃棄物等の推計量見直しの結果、廃棄物等の量は約84.1万 m^3 (約124.5万t)と当初の推計量を約17万 m^3 (約24.6万t)上回り、事業費も約496億円とそれまでの事業費を約62億円上回ることとなりました。

このことに伴い、廃棄物の撤去完了が予定していた平成24年度から平成25年度まで延びることとなったことから、撤去計画を見直し、国に対して産廃特措法の延長とその枠組みの中での財政支援を要望してきたところです。

(2) 平成24年度の見直し

平成23年度までに実施した地山確認および簡易ボーリング調査の結果から廃棄物等の推計量を改めて見直した

上で、平成25年度以降の事業期間と事業費の精査を行い、変更実施計画案を策定して平成24年度中に環境大臣の同意を得たいと考えています。

3. 不法投棄現場の環境再生

本県では、不法投棄現場(マイナス)を原状回復(ゼロ)するだけでなく、原状回復で培われた様々な経験や知恵を活用・継承(プラスの創出)すべく、平成22年3月、全国に先駆けて、原状回復後の跡地の利活用方策を青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画として取りまとめました。

計画の主な内容としては、①自然再生として、現場跡地を植林による森林域として整備すること、②地域の振興として、跡

地の有効活用について検討していくこと、③情報発信として、本事業に関する資料等の継続的な情報発信をしていくこととなっており、実施スケジュールに従い、計画に基づく取組みを着実に推進していくこととしています。

4. 終わりに

以上述べてきた各種計画や各種対策については、有識者や住民代表で組織する県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会(会長;古市徹北海道大学教授)での熱心な協議・検討を踏まえ、策定し、実施してきました。同協議会委員を始め、住民、関係者各位の本件不法投棄事案への御理解・御協力に心から感謝申し上げます。

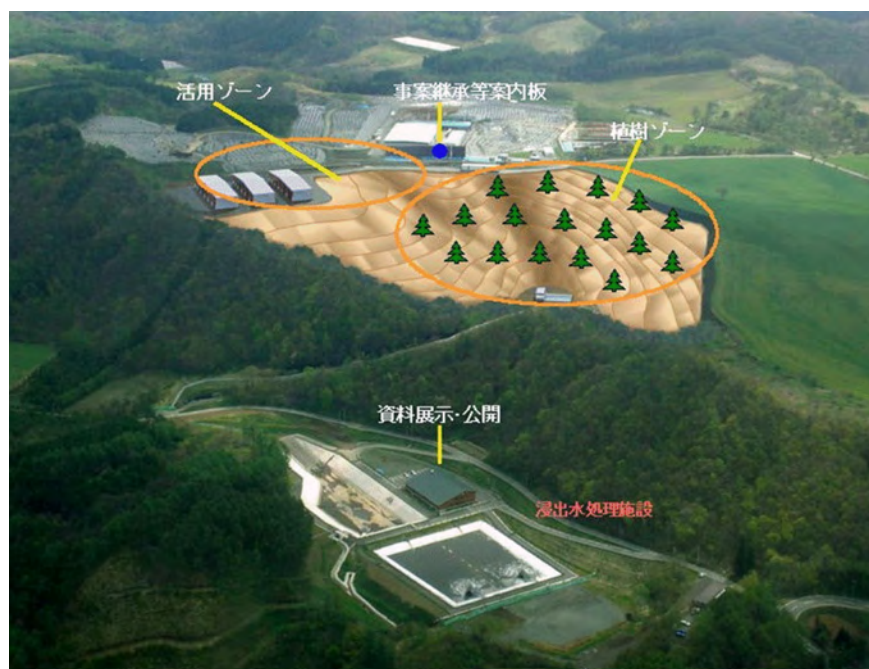


図3 環境再生・現場イメージ図

岩手・青森県境不法投棄現場 (岩手エリア)における原状回復事業

岩手県環境生活部廃棄物特別対策室

岩手県では、岩手・青森県境において発覚した産業廃棄物不法投棄事案について、廃棄物を早期全量撤去し原状回復を図るため、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づく実施計画を策定し、平成16年1月に環境大臣から実施計画に対する同意を得て、支障の除去等に取り組んできた。

実施計画の策定から9年あまりが経過し、廃棄物の撤去作業も終盤を迎えた現在、これまで

に実施した原状回復事業の概要について紹介する。

1. 不法投棄事案の概要

産業廃棄物の不法投棄現場は、青森県田子町(11ha)と岩手県二戸市(16ha)にまたがる計27haの土地で、青森県から産業廃棄物処分業(中間処理(堆肥化)、最終処分)の許可を受けて事業を行っていたA社(青森県八戸市)が、堆肥偽装物等を不法投棄していたものである。また、平

成11年11月に岩手・青森両県警の合同捜査本部が強制捜査を行ったところ、中間処理業者であるB社(埼玉県戸田市)もその一部を共謀して不法投棄していた事実が判明した。不法投棄は、産廃特措法が適用される平成10年6月より相当以前から継続して行われていたものであり、岩手県側の廃棄物量は342,000t、汚染土壌量については113,400tと推定している。

2. 原状回復に係る基本方針

汚染源の早期全量撤去が「住民の健康被害の防止と安心感の醸成」を実現する最も効果的な対策であり、かつ、根本的な汚染拡散防止につながる最良の対策と認識しており、早期全量撤去を基本的な方針としている。また、現場には高濃度のVOC(揮発性有機化合物)等による汚染が確認されており、支障の除去に当たっては、有害廃棄物の撤去を優先的かつ早期に実施し、必要に応じて適切な汚染拡散防



写真 2 不法投棄現場全景(H24.6.11 撮影)

止措置を講ずることとしている。

3. 特定支障除去等事業の進捗状況

(1) 原状回復のための施設等整備
 汚染拡散防止や廃棄物撤去のための施設として、表の通り施設等を整備した。

(2) 廃棄物の撤去および処分

岩手県では、自県(圏)内の既存の廃棄物処理施設(民間・市町村等の施設)において焼却、焼成、熔融のいずれかの加熱処理をするという方針に基づき、資源循環型の処理

となる県内のセメント工場を中心に廃棄物の搬出・処理を行っている。

平成23年度末までに廃棄物総量(推計)342,000tに対し、約304,000tの廃棄物の処

分を完了している。また、このうち排出事業者等に対する行政処分である措置命令による廃棄物の撤去および自主撤去により、排出事業者等が約6,200tを処理している。

表 原状回復のための施設等整備

施設等名称(事業費)	施設等概要
不法投棄エリアキャッピング	・キャッピングシート ・北調整池および南調整池(砂ろ過装置)
廃棄物選別・搬出・水処理施設	・選別建設(重機振動スクリーン、重機破碎機、振動スクリーン、換気設備) ・タイヤ洗浄装置、トラックスケール、水処理施設
作業用通路	・搬出用通路(アスファルト舗装)、場内通路(敷鉄板)
土留工・汚染拡散防止工	・土留工、汚染拡散防止工(鋼矢板) ・揚水設備：揚水井戸4基、貯水ピット

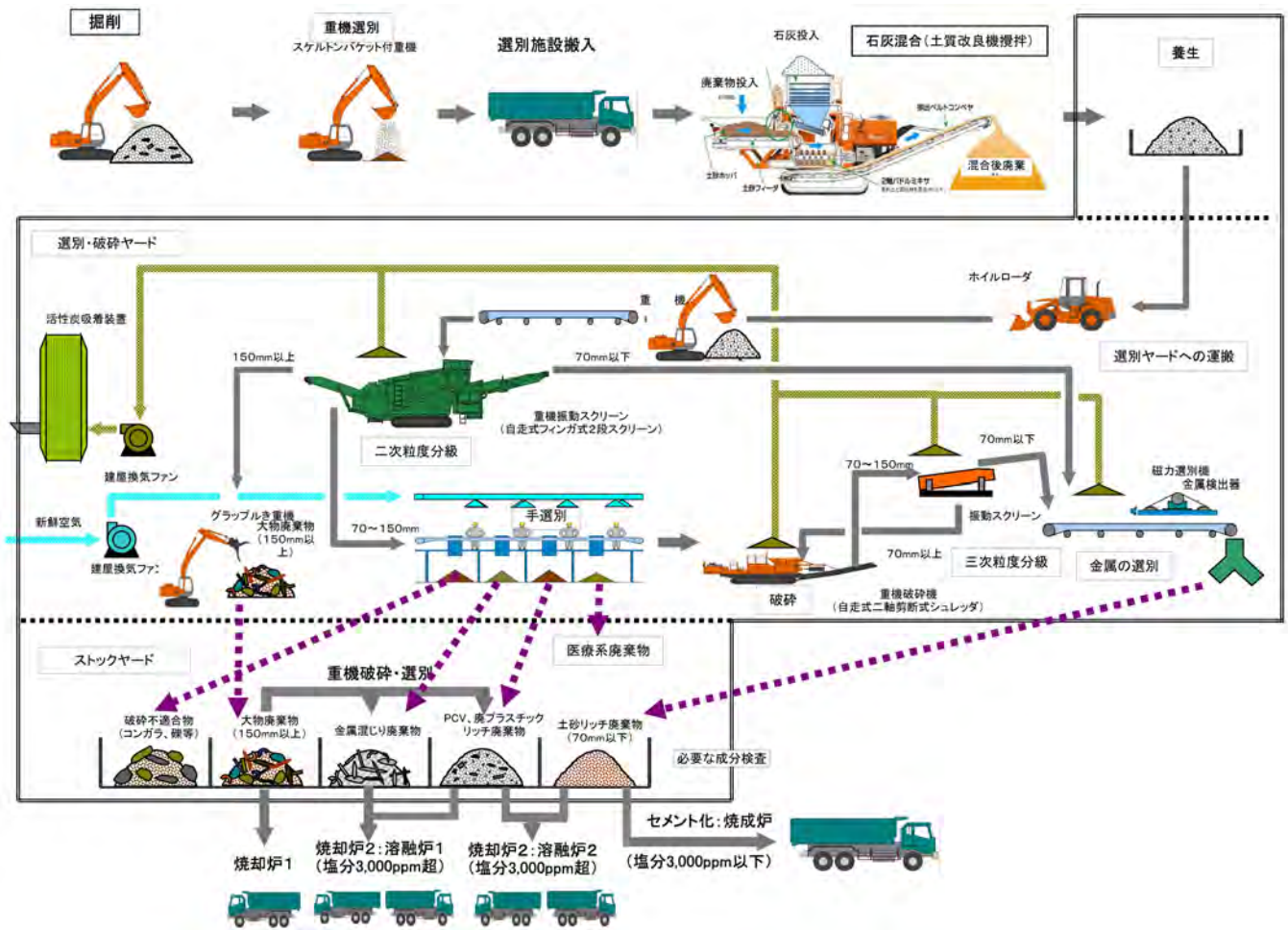


図4 掘削・選別・搬出工程フロー

(3) 汚染土壌の対策

不法投棄現場内の土壌汚染は、ジクロロメタンをはじめ、テトラクロロエチレン、ベンゼンなどのVOCが入った投棄ドラム缶からの漏洩や、VOC混合汚泥などの廃棄物からの汚染拡散によるものであり、現場内の多くの地区で複数のVOCや重金属が環境基準値を超過している。

汚染が地下水面より上の土壌(不飽和帯)とその下の土壌と地下水(飽和帯)に及ぶため、地下水位より上の汚染土は、掘削除去後、ホットソイル工法を実施、高濃度の汚染土にあっては、場外の汚染土壌処理施設に搬出・処理を行っている。一方、地下水位より下の汚染土は、揚水ばっき処理とバイオレメディエーションによる分解処理のほか、一部の汚染残留区画に対しフェントン工法による化学処理を実施している。

平成23年度末までに汚染が確認された区画(31,300㎡)のうち、約5割の浄化が完了しており、平成24年度末までには、すべての浄化が完了する見込みである。

4. おわりに

平成22年11月に環境基準項目として追加された1,4 - ジオ



写真3 フェントン工



写真4 フェントン薬液タンク

キサンのついて、汚染土壌対策に併せて地下水対策として揚水処理を実施してきたが、過去2年間の水質モニタリング結果では、低減傾向が明確となっていない。

岩手県では、今後、揚水の実

施や水処理の増強等による1,4 - ジオキサン対策を検討しており、次年度以降も特定支障除去等事業を継続していく必要があることから、事業期間の延長(実施計画の変更)等に向けた作業を進めている。

最前線

廃棄物処理経営における CSRの取組



全国産業廃棄物連合会青年部協議会

会長 尾崎 俊也

近年、企業は事業活動を行う中で、社会的な公正さや環境への配慮、地域貢献等を通じて関わりのある利害関係者(ステークホルダー)に対し責任ある行動を取るべきだというCSR(企業の社会的責任)の考えが広がっています。産業廃棄物の適正処理を推進し、国民の生活環境の保全と産業の健全な発展に貢献することを目指す産業廃棄物処理業界にとっても、今やCSRの考えは不可欠となっていると思います。

こうした状況の中、私たち全国産業廃棄物連合会青年部協議会は、昨年11月から「CSR2プロジェクト」に取り組んでいます。同プロジェクトは、環境保全、社会貢献、ガバナンスと情報開示等、産業廃棄物処理業界にとって非常に重要な活動を推進することによって、企業と社会の持続的な発展を図る活動であり、全国47都道府県にある青年部が力を合わせて推進する、業界や顧客、地域を巻き込んだ“全国的なムーブメント”を起こしていこうという取組です。

CSR2プロジェクトは、「ご当地CSR活動部門」



CSR2プロジェクトのマーク

「コンプライアンス部門」「環境貢献部門」「社会貢献部門」「地域貢献部門」「ステークホルダーとの共同実施部門」「びりり部門」「人づくり部

門」「啓発部門」の9部門に分かれており、同プロジェクトにエントリーいただいた企業が自社(またはステークホルダーとの共同)で取り組んだ事業について本年8月末までに報告をいただき、その成果を11月22日に岡山市で開催される第8回全国大会で発表・表彰いたします。なお、エントリーは既に4月末で締め切っていますが、全国から1,119社という大変多くのエントリーをいただくことができました。今後は、エントリーいただいたすべての企業からより多くの報告を提出していただくために、更なる普及・推進活動を行っていきたく考えています。各社からの報告は、全国大会終了後にCSR2プロジェクトのHP上に公開していこうと考えていますが、全国からたくさんの報告がアップされれば、それはまさに私たち産業廃棄物業界全体の“CSR報告書”になるのではないかと期待しています。

なお、全国大会時に行う各賞の表彰については、事前に第三者による審査委員会で厳正なる審査を行います。審査委員長には、横浜市立大学教授で横浜市立大学CSRセンターLLPのセンター長を務められている影山摩子弥先生をお願いいたしました。影山先生には今までも同プロジェクトについて様々なご指導をいただいています。

本年2月に沖縄で開催したスプリングカンファレンス2012(全国青年部会長会議)において、全国8ブロックの会長にそれぞれのブロックのCSR活動について発表をしていただきましたが、各地域



サンパイイレブンカップ(北海道東北ブロック)



須磨海岸での清掃活動(近畿ブロック)

で素晴らしい取り組みが実施されていました。例えば北海道・東北ブロックでは、函館で子供たちを対象に「サンパイイレブンカップ」というサッカー大会を主催していますし、また四国ブロックでは「四国八十八ヶ所清掃活動」という遍路道の清掃活動を行っています。このように、私たち産業廃棄物業界にとってCSR活動はかなり浸透していると思います。

また、今年は6月の環境月間に合わせてCSR2プロジェクトの一環として「全国一斉清掃活動」を実施いたしました。清掃活動は従来、各都道府県の協会で行っていますが、全国47都道府県の産業廃棄物協会青年部で一斉に行うのは今回が初めての試みとなりました。こうした取り組みを全国で行うことで、各地の青年部の皆さんと一緒に事業を進めているという一体感の醸成や、地域の方々に対する産業廃棄物協会青年部のPR、そしてCSR2プロジェクトの普及につなげていきたいと考えています。

私は、産業廃棄物業者は地域にとって「良き企業市民」でなければならないと考えています。地域の方々に迷惑がられ反対されるのではなく、地域にとって必要とされるためには、CSR活動等を通じて地域社会と良好な関係を保つことが重要です。また、他の業界と同様に、産業廃棄物業者が成長するためには「人材育成」が最も大切です。会社がCSR活動を推進することで、「自分の会社はこんな

素晴らしい活動をやっているんだ！」と社員がプライドを持つきっかけになるのではないかと考えています。また、最近私たちの業界でも増えている新卒採用について、CSR活動をHPで情報公開することが良い学生の採用に効果的なのではないかと考えています。そして、昨年度スタートした「活かそう資源プロジェクト」の優良さんばいナビや、更には来年度に改正される予定の環境配慮契約法等、制度や法律の改正によってますます私たちの業界もCSRを意識しなければならなくなってきました。そういう意味で、産業廃棄物業界はCSRを戦略的に取り組んでいく必要があると思います。

このように、『地域との良好な関係作り』、『より良い人材の確保』、そして『法律や制度の後押し』等、産業廃棄物業界にはクリアしなければならない様々な課題があります。そうした課題を解決するための重要な手段の一つがCSRです。CSR活動は単に「良いことをやればいい」という表層的な考えではなく、まさに生き残りをかけた重要な戦略の一つとして考えられるべきだと考えています。私たち全国産業廃棄物連合会青年部協議会は、青年だからこそできる積極的かつ大胆な発想と行動力で、今後もCSR2プロジェクトを推進していきたいと考えています。ぜひ皆様におかれましては今後ともご指導ご鞭撻賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

PCB を含む廃棄物の 焼却実証試験の実施状況

環境省は24年5月24日に、平成24年2月に実施したPCBを含む廃棄物の焼却実証試験の結果を公表しました。

今回の焼却実証試験は、PCBを含む廃棄物の処理体制の検討に向け、高温で焼却できる既存の産業廃棄物処理施設においてPCBを含む廃棄物が安全かつ確実に処理できることを確認するため、関係自治体である福島県いわき市および実証試験施設の設置者である(株)クレハ環境の協力を得て実施されたものです(表1)。

試験試料には、PCBを含む廃活性炭、防護具等(化学防護服、インナー手袋、PEシート、養生テープ)、ウエス、アルコールティッシュ、PCB処理物および廃アルカリが用いられました(表2)。これらを稼働中の産業廃棄物の焼却処理施設に投入し、環境大気、排ガス、燃え殻、ばいじん、排水に含まれるPCB濃度等を分析することにより、これらが適正に処理されることを確認しました。

その結果、施設の敷地境界における大気中のPCB

濃度、施設周辺における大気中のPCBおよびダイオキシン類の濃度については、いずれも基準値等よりも低いことが確認できました(表3)。

また、排ガス中のPCBおよびダイオキシン類の濃度については基準値等よりも低いことが確認されました(表4)。これらは通常運転時と本試験時において顕著な差がなかったことから、試験試料を投入したことによる排ガス中のPCBおよびダイオキシン類の濃度への影響はないことが確認されました。

さらに、焼却炉の燃え殻、ばいじん、排水に含まれるPCBおよびダイオキシン類の量については基準値よりも低いことが確認されました(表5)。

なお、PCBを含む廃棄物の焼却実証試験は、平成17年度以来毎年実施しており、今回公表分も含めると、これまでに全国15ヵ所で合計31回実施されたこととなります。環境省では今後も、協力が得られる他の施設において、実証試験を継続して実施していく予定としています。(技術部)

表1 施設の概要

	(株)クレハ環境
設置場所	福島県いわき市
施設形式	ロータリーキルン式焼却炉
燃焼ガス温度	1,100℃以上
燃焼ガスの滞留時間	2秒以上

表2 試験試料の種類、量およびPCB濃度

種類	試料量	PCB濃度*
廃活性炭	約0.7t	12~2,700mg/kg
防護具等 (化学防護服、インナー手袋、PEシート、養生テープ)	約3.2t	17~2,700mg/kg
ウエス、アルコールティッシュ	約1.6t	47~830mg/kg
PCB処理物	約0.4t	15~2,600mg/kg
廃アルカリ	約0.9t	1.5~470mg/kg

※PCB濃度は高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計で測定した。

表3 大気中のPCBおよびダイオキシン類の濃度

種類			(株)富山環境整備	基準値等
施設敷地境界	PCB	通常運転時	0.00000012~0.00000023mg/m ³	0.0005mg/m ³ *1
		本試験時	0.000000082~0.00000024mg/m ³	0.0005mg/m ³ *1
施設周辺	PCB	通常運転時	0.000000051mg/m ³	0.0005mg/m ³ *1
		本試験時	0.000000063~0.000000066mg/m ³	0.0005mg/m ³ *1
	ダイオキシン類	通常運転時	0.011pg-TEQ/m ³	0.6pg-TEQ/m ³ *2
		本試験時	0.0084~0.023pg-TEQ/m ³	0.6pg-TEQ/m ³ *2

(PCBおよびダイオキシン類の濃度は高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計で測定)

- ※1 「PCB等を焼却処分する場合における排ガス中のPCBの暫定排出許容限界について」(昭和47年環大企第141号)で定める環境大気中のPCBの濃度
- ※2 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)および土壌汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号)で定める基準値

表4 排ガス中のPCBおよびダイオキシン類の濃度等

種類			分析値	基準値等
排ガス濃度	PCB	通常運転時	0.00000067mg/m ³ N	0.10mg/m ³ *1
		本試験時	0.00000038~0.0000010mg/m ³ N	0.10mg/m ³ *1
	ダイオキシン類	通常運転時	0.0063ng-TEQ/m ³ N	0.1ng-TEQ/m ³ N*2
		本試験時	0.0054~0.010ng-TEQ/m ³ N	0.1ng-TEQ/m ³ N*2

(PCBおよびダイオキシン類の濃度は高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計で測定)

- ※1 「PCB等を焼却処分する場合における排ガス中のPCBの暫定排出許容限界について」(昭和47年環大企第141号)で定める燃焼排ガス中に含まれるPCBの量
- ※2 廃棄物の処理および清掃に関する法律施行規則別表第2に掲げる基準(申請書に記載の達成することとした数値が当該基準値より厳しい場合は当該数値)

表5 焼却処理後の燃え殻、ばいじんおよび排水の分析結果

種類	項目	(株)富山環境整備	基準値等
燃え殻	PCB	<0.0005mg/L	0.003mg/L ^{※1}
	ダイオキシン類	0.0030~0.015ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g ^{※2}
ばいじん (脱水汚泥)	PCB	<0.0005mg/L	0.003mg/L ^{※1}
	ダイオキシン類	0.077~0.089ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g ^{※2}
排水	PCB	0.000000088~0.00000014mg/L	0.003mg/L ^{※3}
	ダイオキシン類	0.000042~0.000069pg-TEQ/g	10pg-TEQ/g ^{※4}

(PCBおよびダイオキシン類の濃度は高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計で測定)

- ※1 廃PCBまたはPCB汚染物を処分するために処理したものが、特別管理産業廃棄物(廃棄物の処理および清掃に関する法律施行令第2条の4第1項第5号ハに規定するPCB処理物)に該当しないことを判定するための基準値を記載した。
- ※2 ばいじんまたは燃え殻が特別管理産業廃棄物(廃棄物の処理および清掃に関する法律施行令第2条の4第1項第5号ワに規定するばいじんまたは燃え殻)に該当しないことを判定するための基準値を記載した。
- ※3 排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号別表第1)
- ※4 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第2

微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理に係る 大臣認定について

環境省では、微量PCB汚染廃電気機器等の適正処理を推進するため、廃棄物処理法に基づく微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理認定制度を実施しています。

このほど、神戸環境クリエート(株)および(株)富山環境整備からの申請に基づき、それぞれ平成24年5月21日および平成24年6月7日付けで微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理に係る大臣認定が行われました。

この結果、微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理認定を受けた施設は、財団法人愛媛県廃棄物処理センター(平成22年6月認定)、光和精鉱(株)(平成22年12月認定)、(株)クレハ環境(平成23年2月認定)、東京臨海リサイクルパワー(株)(平成23年6月認定)、エコシステム秋田(株)(平成23年11月認定)に続き、それぞれ6件目および7件目となります(表1および図1参照)。

1. 神戸環境クリエート(株)

- (1) 住所および代表者の氏名
兵庫県神戸市長田区苅藻島町1丁目1番28号 代表取締役 山本宏光
- (2) 施設設置場所
兵庫県神戸市長田区苅藻島町1丁目1番66外2筆
- (3) 施設の種類
廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物またはポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
- (4) 処理を行う廃棄物の種類
廃ポリ塩化ビフェニル等(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油に限る。)
- (5) 処理の方法
焼却(ロータリーキルンおよびストーカ炉燃焼方法)
- (6) 処理能力
1日当たり7.1kℓ
- (7) 認定年月日
平成24年5月21日

2. (株)富山環境整備

- (1) 住所および代表者の氏名
富山県富山市婦中町吉谷 3 番地 3 代表取締役 松浦英樹
- (2) 施設設置場所
富山県富山市婦中町吉谷字殿山 2 番1外 9 筆
- (3) 施設の種類
廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物またはポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
- (4) 処理を行う廃棄物の種類(いずれも微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油に係るものに限る)
 - ア 廃ポリ塩化ビフェニル等
 - イ ポリ塩化ビフェニル汚染物(次に掲げるもの)
 - 廃電気機器(変圧器、リアクトル、変成器および変流器に限る。)
 - 絶縁油搬入に用いたドラム缶
- (5) 処理の方法
焼却(ロータリーキルン式焼却炉および固定床炉(二次燃焼炉を含む。))
- (6) 処理能力
 - ア 廃ポリ塩化ビフェニル等 1日当たり14.4kℓ
 - イ ポリ塩化ビフェニル汚染物 1日当たり6.4t
- (7) 認定年月日
平成24年 6 月 7 日

表 1 廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設の状況(平成24年6月末現在)

No	施設名称	施設設置場所	認定日	処理を行う廃棄物の種類*	処理の方法	処理能力
1	財団法人愛媛県廃棄物処理センター	愛媛県 新居浜市	平成22年 6月11日	廃PCB等、PCB汚染物 (紙くず、木くず及び小型コンデンサ)	焼却(ロータリーキルン式焼却溶融炉)	廃PCB等： 28.8kℓ/日 PCB汚染物 木くず・紙くず：14.4t/日 小型コンデンサ：1.92t/日
2	光和精鉱株式会社	福岡県 北九州市	平成22年 12月10日	廃PCB等 PCB汚染物(次に掲げるもの) 紙くず・木くず・廃電気機器(変圧器、 コンデンサ、リアクトル、変成器及びア ブソーバ)・絶縁油搬入に用いたドラム 缶及びペール缶	焼却 (ロータリーキルン式 焼却炉及び固定床炉 (二次燃焼炉を含む。))	廃PCB等： 24kℓ/日 PCB汚染物 紙くず・木くず： 10t/日 廃電気機器、ドラム缶・ ペール缶： 10.5t/日
3	株式会社クレハ環境	福島県 いわき市	平成23年 2月24日	廃PCB等	焼却 (ロータリーキルン式 焼却炉)	廃PCB等： 21.6kℓ/日
4	東京臨海リサイクル パワー株式会社	東京都 江東区	平成23年 6月6日	廃PCB等	焼却 (流動床ガス化溶融炉 方式)	廃PCB等： 81.6kℓ/日
5	エコシステム秋田 株式会社	秋田県 大館市	平成23年 11月8日	廃PCB等	焼却 (ロータリーキルン式 焼却炉)	廃PCB等： 14.4kℓ/日
6	神戸環境クリエート 株式会社	兵庫県 神戸市	平成24年 5月24日	廃PCB等	焼却 (ロータリーキルン及 びストーカ炉)	廃PCB等： 7.1kℓ/日
7	株式会社 富山環境整備	富山県 富山市	平成24年 6月7日	廃PCB等 PCB汚染物(次に掲げるもの) 廃電気機器(変圧器、リアクトル、変成 器及び変流器)・絶縁油搬入に用いたド ラム缶	焼却 (ロータリーキルン式 焼却炉及び固定床炉 (二次燃焼炉を含む。))	廃PCB等： 14.4kℓ/日 PCB汚染物： 6.4t/日

※いずれも微量PCB汚染絶縁油に係るものに限る。

News Review

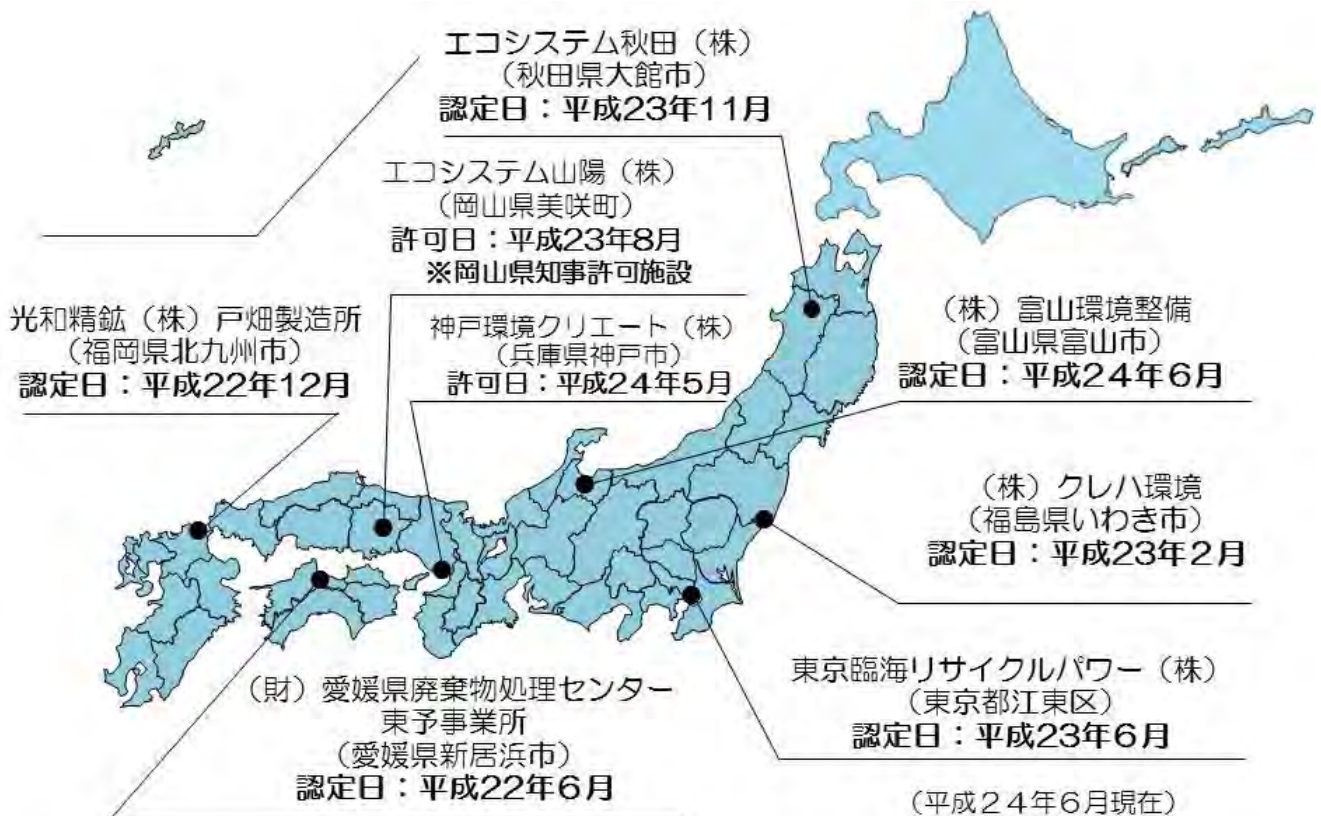


図1 微量PCB汚染廃電気機器等の焼却実証試験実施施設及び無害化処理の認定施設

「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」の改正案に対する意見の募集(パブリックコメント)について

環境省は、PCB汚染物の処理に関して、平成17年度から産業廃棄物処理施設における無害化実証試験を実施し、これらの知見を踏まえ、平成21年に廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象に微量PCB汚染廃電気機器等を加えました。

その後、微量PCB汚染廃電気機器等以外のPCBを含む廃棄物についても無害化実証試験を行っており、これらの実証試験結果に基づいて、「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」(平成18年環境省告示第98号)により定めている

無害化処理認定施設において処理するPCB廃棄物を見直すべく、同告示の改正案(別添参照)を検討し、平成24年5月11日(金)から6月11日(月)まで同改正案に対する意見の募集が行われました。

なお、同告示改正案を検討するに当たっては、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」附則第2条に基づいて平成23年10月から行われている「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」での議論を踏まえてなされたものです。

「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」 (平成18年環境省告示第98号)の改正案について

環境省では、PCB廃棄物の処理に関して、平成17年度から産業廃棄物処理施設における無害化実証試験を実施し、これらの知見を踏まえ、平成21年に廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象に微量PCB汚染廃電気機器等を加えました。その後、微量PCB汚染廃電気機器等以外のPCBを含む廃棄物についても無害化実証試験を行ってきました。その結果、最大5,200mg/kgのPCB汚染物を含む試験試料について、確実かつ適正に処理を行うことが確認できました。

今般、これらの実証試験結果に基づき、「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」における議論を踏まえ、標記告示の2に以下のPCB廃棄物を加えることについて検討しています。

なお、個別の認定施設においては、実証試験により安全かつ確実に処理することが確認された濃度範囲内での処理とするよう運用することとしています。

- (1) 廃ポリ塩化ビフェニル等(廃棄物処理法施行令第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。)のうち、次に掲げるもの
 - ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
- (2) ポリ塩化ビフェニル汚染物(廃棄物処理法施行令第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。)のうち、次に掲げるもの
 - 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
 - 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が当該廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの

- 金属くず、陶磁器くず若しくは工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破砕その他これに類する不要物(以下「金属くず等」という。)のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が当該金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
- (3) ポリ塩化ビフェニル処理物(廃棄物処理法施行令第二条の四第五号ハに規定するポリ塩化ビフェニル処理物をいう。)のうち、次に掲げるもの
 - 廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が当該廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
 - 廃酸又は廃アルカリのうち、当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が当該廃酸又は廃アルカリ一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
 - 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
 - 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が当該廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
 - 金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が当該金属くず等に付着している物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
 - 上記以外であって、当該ポリ塩化ビフェニル処理物に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が当該ポリ塩化ビフェニル処理物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの

環境省

「優良さんぱいナビ」オープン!

環境省では、優良認定された産業廃棄物処理業者が、排出事業者から処理委託先として選択されやすい環境を形成していくため、ウェブサイト「優良さんぱいナビゲーション」をオープンしましたので、その概要をお伝えします。

さんぱいくんと役割分担

このサイトは、環境省の「活かそう資源プロジェクト」の一環として設置されています(当プロジェクトの概要は今号の「産廃懇話会」のページを参照ください)。当財団でも排出事業者が処理委託先を検索できるウェブサイト「さんぱいくん」を運営していますが、「優良さんぱいナビゲーション」(以下、優良さんぱいナビ)は活かそう資源PJ優良さんぱいナビ係が運営しており、それぞれの特長があります(表参照)。

大きな違いの1つは、公表できる産廃処理業者です。「さんぱ

表 「さんぱいくん」と「優良さんぱいナビ」の特長

	さんぱいくん	優良さんぱいナビ
URL	http://www2.sanpainet.or.jp/zyhou/index.php	http://navi.ikashigen.go.jp/
運営	当財団	活かそう資源 PJ 優良さんぱいナビ係
入力・閲覧費用	無料	無料
公表できる産廃処理業者	すべての産廃処理業者(公表を希望する処理業者が自ら情報公表)	優良認定業者のみ(公表を希望する優良認定業者が自ら情報公表)
優良認定基準の情報公表	対応可能(無料)	なし
検索機能	・会社名、業者番号 ・許可自治体、廃棄物種類等 ・優良認定の有無	・会社名、業者番号、住所 ・許可自治体、廃棄物種類、特殊な廃棄物、処理方法、荷姿 ・排出者業種、特長・サービス等 ・地図から探す
情報更新アラームメール機能	排出事業者向けメール/情報管理サービス(無料)	なし

優良さんぱいナビ

優良産廃処理業者ナビゲーションシステム

活かそう資源プロジェクトサイト

優良さんぱいナビの使い方 よくある質問 お問い合わせ

トップ 中間処理業者を探す 収集運搬業者を探す 最終処分業者を探す 地図から探す 業者名・住所から探す

優良さんぱいナビって?

「優良さんぱいナビ」は、優良産廃業者(中間処理・収集運搬・最終処分)を、廃棄物の種類・エリア・処理方法などから探すことができる検索システムです。

優良さんぱいナビについて 優良さんぱいナビの使い方

※優良産廃処理業者認定制度とは…排出事業者が優良な産廃処理業者を選択しやすい環境を整備することにより、産廃業界全体の優良化を促し、産廃処理の適正処理の推進を図ることを目的としたもの。 [詳細はこちら](#)
 ※一部システムメンテナンス中のため、本来表示されるべき情報が表示されていない場合がございます。
 情報公開事業者及びサービスをご利用いただいた皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしまして申し訳ございません。

廃棄物の種類・エリア・処理方法などから産廃業者を検索したい方

1 中間処理業者を探す

廃棄物の破砕、焼却処理などを行なう業者が検索できます。

2 収集運搬業者を探す

廃棄物を排出場所から中間処理業者または、最終処分業者などまで収集・運搬する業者が検索できます。

3 最終処分業者を探す

廃棄物を埋立処分する業者が検索できます。

運搬エリアや移動距離で産廃業者を検索したい方

4 地図から探す

収集・運搬ルートやCO2排出量を比較して産廃業者を検索できます。

産廃業者名などで検索したい方

5 業者名・住所から探す

産廃業者の名称や住所から検索できます。

優良さんぱいナビについて 産廃業者の汚染対策について 有用者の登録へ

Copyright © Ministry of the Environment, All rights Reserved.

図1 トップページ

いくん」では産廃処理業者であれば、どなたでも自らの情報を入力して公表することができませんが、「優良さんばいナビ」では優良認定業者に限定されています。

「優良さんばいナビ」はまだ運用開始から月日が経っておらず、優良認定業者が随時に新規登録や情報更新できるプログラムがまだ備わっていないため、掲載業者数や情報が少ないと感じることがあるかもしれませんが、逐次拡充される予定です。

また、「さんばいくん」では優良認定基準を満たすための公表ページを用意していて、「優良さんばいナビ」にはありませんが、それぞれの特長を活かしてデータ連携を行っており、許可情報等の基礎情報については、「さんばいくん」の公表内容の一部を「優良さんばいナビ」でも表示するようにしています。

その他、「さんばいくん」の排出事業者向けメール／情報管理サービス(無料)では、優良認定の公表が情報更新される都度に電子メールを自動送信しています。平成22年廃棄物処理法改正で、排出事業者は委託先の処理の状況を確認することとなりましたが、直接的な実地確認のほか、本サービスを利用して委託先の優良認定業者の公表情報を確認して記録することは、間



図2 廃棄物種類や大分類、業種を選択



図3 許可自治体を選択

接的に処理の状況を確認していることとなります。

充実の検索機能
「優良さんばいナビ」の一番の特長はユーザビリティの高いデ

ザインと、3つの検索機能にあります(図1)。

1つ目は「廃棄物の種類・エリア・処理方法など」から探す機能です。収集運搬や中間処理、最終処分という業区分をまず選び、

次に廃棄物種類を選択しますが、産廃に不慣れな方は、廃棄物の大分類や排出者業種から絞り込むことができます(図2)。特殊な廃棄物については、160種類のリストの中から複数を選んで中間処理または最終処分を探すことができます。さらに許可自治体を選び(図3)、必要に応じて荷姿や処理方法、特長・サービスを選ぶと、検索結果が表示されます(図4)。検索結果では一目で各優良認定業者の許可自治体と廃棄物種類がわかり(優良認定されているものは赤文字)、表示された優良認定業者を50音順や資本金順、従業員数順で並べ替えできます。

2つ目の検索機能は、業区分や廃棄物種類を条件に入れて絞り込んだ優良認定業者を地図上に表示させるもので、排出事業所に近い施設等を簡単に探すことができます(図5)。地図は自由に拡大・縮小ができ、吹き出しで優良認定業者の位置が表示され(優良認定されているものには☆付き)、クリックすると詳細情報を見ることができます。さらに、吹き出しで優良認定業者の施設を選択して排出場所の住所を入力すると、地図上に運搬ルートを表示してCO₂の排出量も算出されます。

もう1つの検索機能は、名称や本社住所の一部を入力して検



図4 検索結果の表示



図5 地図上で近くの優良認定業者を探す

索するものです。

**優良認定業者の
豊富な情報掲載**
各優良認定業者のページは、許可区分ごとに「自治体別の許

可一覧」、「処理設備の詳細」、「特長・サービス」、「その他の取組」の4テーマで情報がまとめられています。「自治体別の許可一覧」では、廃棄物の種類や受入可能な処理困難物、処理能力、現

地視察受入や電子マニフェスト対応、許可証の写し(PDF)などを見ることができます。

「処理設備の詳細」では、写真と説明文で事業所、受入時と処理後の状態、車両・機材等、設備の様子を見ることができます(図6)。

「特長・サービス」では、廃棄物の量や臭気、事務手続きの付加サポート、PRポイントの写真と説明文のほか、「さんばいくん」とデータ連携して一連の処理工程図と料金表も見ることができます。

「その他の取組」には、CSRや地域コミュニケーションの活動に関する写真と説明文が載っており、社会貢献に積極的な優良認定業者が多いことがわかります(図7)。

以上のように、環境省の国民運動「活かそう資源プロジェクト」と連動して、優良認定業者を社会的にPRするプロジェクトが始まっています。優良認定業者の方で、まだ「優良さんばいナビ」に掲載されていない方は、是非「活かそう資源PJ優良さんばいナビ係」(電子メール info@ikashigen.go.jp、電話 03-6683-2469)にお問い合わせください。当面の間は、優良認定(確認)に申請中の産廃処理業者の方も掲載をできるようになっています。



図6 事業場や設備の様子等の写真を掲載



図7 CSR活動等の写真を掲載

まだ優良認定制度に取組んでいない方は、環境省の運用マニュアルを参照しながら、ご不明な点はお気軽に当財団にお問い合わせください。

(優良化事業推進チーム)



理事会・産廃懇話会

理事会、評議員会を開催

財団の
うごき

— 公益財団法人移行後初めて —

公益財団法人へ移行してから初めての理事会が平成24年6月5日に、同月12日には評議員会が開催され、それぞれの議案について承認をいただきました。なお、評議員の木本建二氏、二瓶啓氏が退任され、後任に竹島克朗氏、森井博一氏が選任されております。

第1回理事会議事

- 第1号議案 「平成23年度事業報告」に関する件
- 第2号議案 「平成23年度収支決算」に関する件
- 第3号議案 「業務方法書の変更」に関する件
- 第4号議案 「企画・運営委員会委員、助成事業運営委員会委員並びに適正処理推進センター運営協議会委員の選任」に関する件
- 第5号議案 「会計監査人の報酬」に関する件
- 第6号議案 「評議員会の開催」に関する件

第1回評議員会議事

- 第1号議案 「平成23年度事業報告」に関する件
 - 第2号議案 「平成23年度収支決算」に関する件
 - 第3号議案 「評議員の選任」に関する件
- 現在の役員等ならびに評議員は、以下のとおりです。

役員等名簿

(敬称略・50音順)

非常勤	最高顧問	坂根 正弘	一般社団法人 日本経済団体連合会 副会長
常勤	代表理事	樋口 成彬	公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 理事長
常勤	専務理事	飯島 孝	公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 専務理事
常勤	常務理事	伊藤 一秀	公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 常務理事
常勤	理事	稲垣 陽之助	公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 事務局長
非常勤	理事	石井 邦夫	公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 会長 株式会社 市川環境エンジニアリング代表取締役
非常勤	理事	緒方 信一	元 財団法人 日本航空機開発協会 監事
非常勤	理事	岡澤 和好	公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 理事長
非常勤	理事	田村 政志	全国都道府県議会議長会 事務総長
非常勤	理事	波田野 純一	石油連盟 常務理事
非常勤	理事	宮本 武史	一般社団法人 日本鉄鋼連盟 常務理事
非常勤	理事	安元 豊	一般社団法人 日本環境衛生施設工業会 副会長 日立造船株式会社 顧問
非常勤	監事	横田 勇	静岡県立大学 名誉教授
非常勤	監事	佐々木 五郎	公益社団法人 全国都市清掃会議 専務理事

評議員名簿

(敬称略・50音順)

奥村 明雄	一般財団法人 日本環境衛生センター 理事長
加藤 秀平	一般社団法人 日本廃棄物コンサルタント協会 専務理事
釜谷 広志	電気事業連合会 立地環境部長
杉戸 大作	3R活動推進フォーラム 副会長
高橋 茂	社団法人 セメント協会 生産・環境部門統括リーダー
竹島 克朗	社団法人 日本建設業連合会 常務執行役
仲谷 博明	日本製薬工業協会 専務理事
七搦 晃	一般社団法人 不動産協会 事務局長
花嶋 正孝	NPO法人 環境創造研究機構 理事長
星 幸弘	日本鋳業協会 理事 技術部長兼環境保安部長
椋田 哲史	一般社団法人 日本経済団体連合会 常務理事
森井 博一	日本製紙連合会 常務理事
由田 秀人	日本環境安全事業株式会社 取締役

第45回 産廃懇話会を開催

— 活かそう資源プロジェクトについて聞く —

産業界の主要14団体が参加して産業廃棄物に関する勉強・情報交換等の活動を行っている産廃懇話会では、6月21日に第45回産廃懇話会を開催した。

同懇話会では、環境省廃棄物・リサイクル対策部の足立晃一産業廃棄物課課長補佐(当時)より、本年3月より国民運動として始まった「活かそう資源プロジェクト」の概要とその施策の一環である「優良さんぱいナビ」について講演していただいた。

以下はその概要である。

「活かそう資源プロジェクト」を始めるにあたって、昨年の今頃より個別団体・企業70社程度をヒアリングした。今後の世界において資源確保が重要であるにもかかわらず、日本では有用な資源が循環利用されずに海外に渡っているか最終処分されている。また、企業はリサイクル等に努力しているが、Business to Businessが中心で、Business



産廃懇談会のようす

to Consumerでの消費者に向かい合っているとは言えない。企業側にも不安があり、循環資源が十分に活用されていない。そこで、持続的な資源供給の道筋を確保するために国民運動として「活かそう資源プロジェクト」を立ち上げた。

まず、国民に身近であり、口をつけるということで、ペットボトルを取り上げ、再生品の活用を衣食住の分野から展開していくことにした。ただし、住は家電製品である。つまり、「日本のごみ」を「日本の財産」と位置づけ、再生素材への関心を高め、廃棄物を資源として活かす行動への実践を呼びかけ、同じ値段、品質なら再生品を買うというように社会常識を変えていく3年間のプロジェクトである。

事業の3本柱は、1)高度リサイクルの推進に向けた排出事業者および国民意識の醸成、2)優良産廃処理業者情報の排出事業者目線に立った効果的な情報発信の実施、3)排出事業者と優良産廃処理業者によるコンソーシアム設置運営等を通じた循環ビジネスの支援、である。

過去において企業は再生素材の利用に取り組んだが需要がないため供給が伸びないという負のスパイラルに陥って失敗している。そこで、負のス

パイラルを絶つために環境省が旗振りをして、国民の再生品を使うことへの抵抗感をなくすために企業と消費者をつなぐ国民運動を展開する予定であり、3月にキックオフ・イベントを行った。AGFがフレンドリーボトルを導入する、パナソニックが資源循環商品を限定販売する、あるいはキューピーや伊藤園が自社産廃を商品素材として活用するなど大手企業の再生資源化の取組も始まっており、賛同企業の取組をWEBサイト(<http://ikashigen.go.jp>)で紹介している。今後は流通メーカーとも組んでペットボトルキャンペーンを展開する予定である。

また、従来排出事業者である企業にとって、優良産廃処理業者の情報は口コミが大半であり、産廃処理業者のホームページを見てもほぼ同じで良さが伝わらない。そこで、産廃の種類や処理エリア、特長やサービス、地図等の様々な点から排出事業者が優良認定業者を検索できる「優良さんばいナビ」を上記サイト内に構築した。産廃処理業者もここから写真など活用して自社のPRポイントを発信できるので、新たな組合せでのビジネスマッチングができればと期待している。なお、「さんばいくん」での情報公表は従来通りである。

環境大臣から感謝状

東日本大震災の被災地支援活動に対して

平成23年3月11日の東日本大震災の発災後、復旧に際しての技術的助言、被災地の復旧・復興支援活動を実施した団体に対する環境大臣感謝状贈呈式が、平成24年7月12日(木)に中央合同庁舎共用第8会議室で開催され、当財団も環境大臣より感謝状をいただきました。



サプライズ!さんぱいサプライズ

平成24年度 産業廃棄物処理助成事業

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団

本財団では、平成4年の創設以来、産業廃棄物問題の解決に向けて、優良な処理施設の整備を支援する「債務保証事業」、都道府県等による不法投棄された廃棄物の撤去(原状回復)を資金面で支援する「適正処理推進事業」、技術開発や起業化のための助成を行う「助成事業」、PCB等処理事業への支援、インターネットや広報誌による情報提供および処理業者への講習会等を行う「振興事業」の4つの事業に取り組んでいます。本財団がこれらの活動を行うことで、産業廃棄物の適正処理・減量化、さらには再資源化等の促進によって、持続可能な循環型社会の構築に資するクリーンな生活環境の保全と、産業の健全な発展に貢献しています。

助成事業については、資源循環型社会システムの効率的な構築のために必要な高度な技術力の育成支援および健全な処理業者の育成支援のための強化策として実施することとしています。具体的には、産業廃棄物に関する3Rの技術開発、いわゆる廃棄物の発生抑制・減量化技術の開発および循環資源の再利用技術の開発、再生利用技術の開発、環境負荷低減技術の開発、既存の高度技術を利用した施設整備やその起業化、および農林漁業バイオ燃料法第12条第1項第2号の対象となる認定研究開発事業(以下「バイオ燃料認定研究開発事業」という)に対して助成金を交付するものであり、これらが産業廃棄物処理業界へ普及し、環境への負荷を低減した資源循環型社会システムの重要な機能を担うことを期待しています。

[技術部]

1. 申請資格

次の全ての条件を満たしている者としてします。ただし、バイオ燃料認定研究開発事業を行う者は③のみとします。

- ①産業廃棄物の処分を業として行う者または行う予定の者(少なくとも事前協議に入っているものとし、原則として交付証が授与される以前に許可を取得していること)。
- ②従業員数300人以下または資本金10億円以下のどちらかに該当すること。
- ③過去5年間、廃棄物および公害防止に関する法律等の規定による不利益処分を受

けていないこと。

- ④原則として、応募事業が同一期間内に他の公的助成を受けていないこと。

なお、1社のみによる申請だけでなく、様々な専門的技術を有した外部組織との連携による事業の申請も可能です。ただしこの場合は、①、②については代表者がこの条件を満たしていること、③については関係者全員がこの条件を満たしていることが必須となります。

また、助成事業として決定された場合は、産廃情報ネットによる情報開示を行っていただきます。

2. 対象となる事業

産業廃棄物に関する次の①～④とします。

- ①3Rに関する技術開発事業または環境負荷低減に関する技術開発事業(以下「技術開発」という)
- ②高度技術を利用した3Rまたは高度技術を利用した環境負荷低減施設の整備事業(以下「高度技術施設整備」という)
- ③上記①、②に関する起業化のための調査事業(以下「起業化調査」という)
- ④バイオ燃料認定研究開発事業

3. 助成の概要

(1) 助成事業の実施期間

原則として、平成25年4月から1年以内とします。ただし、対象となる事業のうち、①、②および④については、平成26年4月以降にかかる計画がある場合、平成27年3月までの最長2年間(以下「1年超」という)の申請も可能とします。

(2) 年間助成額

- ①技術開発 最高500万円
 - ②高度技術施設整備 最高500万円
 - ③起業化調査 最高 50万円
 - ④バイオ燃料認定研究開発事業 最高500万円
- 1年超の計画の事業については、合計で最高1,000万円の助成が可能となります。

(3) 助成率

技術開発、高度技術施設およびバイオ燃料認定研究開発事業については、助成率は各年度の助成対象事業に要する費用の3分の2以内、起業化調査については、助成対象事業に要する費用の3分の1以内に相当する金額とします。

(4) 助成の決定

平成24年度末に開催される助成事業運営委員会での審査結果に基づき、本財団理事長が助成事業を決定します。

1年超の計画で申請された事業の場合については、初年度の事業についてのみの決定

※詳細は、当財団ホームページをご参照ください。

とします(2年目の助成を保証するものではありません)。

(5) 成果の報告

助成が決定した事業の申請者には、助成事業終了後3ヵ月以内に本財団へ成果報告書を提出していただきます(成果報告書は、助成事業の成果がわかるものとし、公表資料とします)。また、その後4年間は年に1回、助成事業による成果の活用状況等についての報告書を提出していただきます。

なお、1年超の計画で申請された事業については、平成26年1月末までに初年度の成果を中間報告書としてまとめていただきます。

4. 選考

(1) 助成事業運営委員会

委員会は、学識経験者、関係団体、マスコミ等の7名で構成します。

(2) 産業廃棄物処理事業の振興に寄与するものであること。

5. 応募手続き

(1) 申請に必要な書類(各1部)

- ①助成事業申請書類(様式および申請書)
- ②会社説明書(定款の記載されたもの)
- ③産業廃棄物処分業許可証または特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し(複数の

都道府県・政令市で許可を受けている場合は、応募事業に関連するものの中で代表となり、かつ申請書に記載した内容と同一のもの)または事前協議に入っていることが証明できる書類の写し(ただし、バイオ燃料認定研究開発事業は除く)

(2) 助成事業申請書類の入手方法

募集内容の詳細および助成事業申請書類の様式は、本財団のホームページからダウンロードしてご利用下さい。また、郵送を希望される場合は、FAXまたは郵送で下記事項をお知らせ下さい。

- ①送付先の郵便番号、住所、電話・FAX番号
- ②担当者の役職および氏名
- ③必要部数
- ④「助成事業申請書類を送付希望」と明記して下さい。

(3) 応募方法

記入要領を参考に申請書類を作成し、上記の申請に必要な書類とともに本財団(下記の応募先)に郵送して下さい。

(4) 応募締切日

平成24年10月31日(水)当日消印有効

(5) 注意事項

- 採決の結果は、FAXまたは郵送にて担当者にお知らせします。
- 採否の理由についてのお問い合わせには応じかねます。

<申請書類等申し込み及び応募先>

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号 堀内ビルディング3階
公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 技術部(担当: 山下、中野)
TEL: 03-3526-0155 FAX: 03-3526-0156 URL: <http://www.sanpainet.or.jp>

産業廃棄物処理助成事業の成功例

本財団の助成事業は、平成4～10年度に実施したあと一時事業活動を休止し、平成17年度に再び事業活動を開始しました。平成17年度以降の事業では、昨年度までに合計13の事業に助成を行いました。助成した事業については、各企業で助成期間に得られた成果をさらに改良するなどにより、企業の営業活動の一部門として活躍するものもみられています。

ここでは、昨年を引き続き、平成17年度以降に助成した事業のうち、収益を上げるなどその企業における重要な部門に成長した事業例を紹介します。

のり網エコネット(株)(兵庫県淡路市) 平成18年度助成対象(技術開発)

事業名称

3Rおよび環境負荷低減のための使用済み養殖のり網洗浄機の装置と方法の開発

事業概要

多くの場合、養殖のり網はわずか1～2回の使用後、焼却などにより廃棄処分されていますが、洗浄すればほとんどののり網は新品同様に生まれ変わります。

一般に、養殖のり網を洗浄する場合、家庭用の洗濯機を改造した大型洗濯機を使用していますが、のり網の1枚の寸法は幅1.6m×長さ20mもあるため、既存の洗浄機ではのり網がもつれ、それを解くのに時間と労力がかかっていました。そこで、この問題を解決するためのり網エコネット(株)では高圧洗浄機の導入を試みました。

開発したのり網洗浄機は、車などの洗浄に使う市販の高圧洗浄機(高圧水流の噴射により洗浄するもの)を用いたもので、従来の洗濯機型洗浄機(パルセーター型)で問題となっていたのり網のもつれを防ぎ、かつ、瞬時の洗浄を可能とするものです。

さらに、のり網エコネット(株)では、この高圧洗浄機をより効果的に使うため、洗浄レーンに工夫を施しました。高圧洗浄機と筒状の洗浄専用レーンを組み合わせ、両側面に回転ノズルを2本ずつ配置したレーンにのり網を通して洗浄しようというものです。高圧洗浄機的水流はのり網が切断

されてしまうほどの威力がありますが、洗浄機の水圧と洗浄レーンの開発による洗浄機ノズルとの射程距離の調節ができるようになり、瞬時に網に付着したのりを除去できるようになりました。

高圧洗浄機を導入することによりのり網のもつれがなくなるため、それに割かれていた時間と労力と経費が大幅に軽減されます。また、瞬時に網に付着したのりを除去できるようになるため、洗浄枚数の増加が見込め、洗浄された網が獣害対策用ネットおよび遮光用グリーンカーテン、蔓物植物の園芸用ネット、のり養殖用・モズク養殖用に再利用されることにより、3Rに少しでも貢献できると確信しています。

事業活動の現状

高圧洗浄機は、初田工業(株)と共同開発を行い、平成21年11月に完成しました(現在、実用新案、特許公開中)。開発した高圧洗浄機は、大手海苔網メーカーの日東製網(株)を代理店として販売し、



高圧洗浄機(中央)と
のり網の洗浄効果(左：洗浄前、右：洗浄後)

昨年度、千葉県漁連から10台(ただし東日本大震災の影響により現在、発注が中断)、沖縄県勝連漁協、小豆島池田漁協、内海町漁協に交渉中です。販売価格は390万円(税、送料別)で、当初の450

万円から安価となっています。この他、今年度は近隣の淡路島島内の漁協、明石浦漁協、林崎漁協をはじめ15台の販売を見込んでいます。

新高清掃(株)(富山県射水市) 平成21年度助成対象(技術開発)

事業名称

廃プラスチック系人工砕石を利用した透水・保水性舗装道路の開発

事業概要

新高清掃(株)のリサイクル事業は、関連会社の田中興産(株)(現サンクリーンマテリアル(株))が行っており、非常に強く安定しているという物性からリサイクルがあまり進んでいない熱可塑性樹脂や熱硬化性樹脂から人工砕石を製造しています。その熱硬化性樹脂や熱可塑性樹脂のリサイクルをさらに普及させるため、また人工砕石の用途拡大や新たな事業展開を模索するため、人工砕石および保水材等を組み合わせて、ヒートアイランド対策となる透水・保水性舗装道路システムの開発を目指しました。

本事業では、熱可塑性樹脂や熱硬化性樹脂から製造した人工砕石の表面に、ガラスカレットを組み合わせて透水性を高めた透水性インターロッキングブロックと保水材、またそれらを合わせるコンクリート製床ユニットを使用した舗装システムの開発を行いました。

この舗装システムは、雨が降った時、雨水が透水性インターロッキングブロックを通過し、保水材に貯蔵されます。雨が止み、気温が上昇すると、保水材に溜まっていた雨水が蒸散されて路面温度の上昇を抑制することができる仕組みです。現在、透水性のブロックを舗装して定期的に散水するシステムもありますが、本事業では路面に散水する必要はなく、維持管理にかかるコストも削減できることが期待されています。

事業活動の現状

平成21年度に当財団の助成を受けて、透水性・保水性舗装(新ユニット)を開発しました。その後、平成23年度に(財)富山県新世紀産業機構の新商品・新事業創出公募事業に採択され、富山県立大学、富山県工業技術センターと共同で開発した新ユニットの温度上昇抑制効果に関する屋外実験を実施しました。また、丸和ケミカル(株)およびサンクリーンマテリアル(株)敷地内で安全性確認試験を実施しました。

その結果、舗装路面の強度に問題はなく、開発した新ユニットは夏季の日中に、一般の非透水アスファルト舗装と比較して最大10.5℃の温度上昇抑制効果が確認され、さらに、温度上昇抑制効果は降雨後約10日間持続することが確認されました。この結果を踏まえて特許申請を行い、平成24年3月30日に特許登録(発明の名称：舗装道路、特許番号4958956)されました。

現在、条例で温暖化対策を実施・計画している川崎市、八王子市、武蔵野市などに売り込みを図っているところです。



開発した透水性・保水性舗装(左：組み立てた状態、中央：スポンジ、右：保水材とコンクリート製ユニット)

毎月開催

産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会

広く建設工事に従事される方々を対象に、産業廃棄物、汚染土壌の適正な処理やリサイクルを推進するための講習会を開催しています。

ご案内(お問い合わせ先)

03-3526-0155

適正処理推進部 岡崎・片山

※毎月、当財団(東京：神田駅前)にて定期開催しています。

※講習の内容や申込方法、臨時の開催、講師派遣などについては、上記までお気軽にお問い合わせください。

修了者を「産廃情報ネット」に掲載しています

- 産業廃棄物及び汚染土壌等の適正処理を推進するため、積極的に受講され、修了試験に合格された方々を掲載しています。
- CPDS認定講習((一社)全国土木施工管理技士会連合会)

- 産業廃棄物、汚染土壌、工事排水などについての環境法令への違反など、具体的なトラブル事例を踏まえて解説します。

廃棄物処理法、土壌汚染対策法、建設リサイクル法、水質汚濁防止法、フロン回収破壊法、騒音規制法他。

広く建設現場に従事される方々を対象に、産業廃棄物や汚染土壌の適正処理に関する講習会を開催します。有害廃棄物による健康被害や不法投棄などのトラブルを防ぐための正しい知識や情報を身につけていただくことが目的です。関係者の方々のご参加をお待ちしております。



産業廃棄物・汚染土壌 排出管理者講習会

毎月
開催

日程：平成24年 3/15, 4/17, 5/15, 6/15, 7/18
8/15, 9/14, 10/16, 11/15, 12/14
平成25年 1/15, 2/15, 3/14

時間：13:00～15:00 (この後、要望に応じて質疑応答1時間程度)

場所：(公財)産業廃棄物処理事業振興財団
(ご要望に応じて出張講習も致します)

受講料：3,000円 (テキスト代含む)

講習終了後に修了試験を行い、合格者には、修了証及び修了を示すステッカーを授与します。修了者名、及びその所属企業名(営業所名)を、「産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習修了者」として、当財団ホームページ(産廃情報ネット)に掲載します。

受講申し込み先
問い合わせ先

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 適正処理推進部

●電話 03-3526-0155

●Eメール seminar@sanpainet.or.jp ●ホームページ(産廃情報ネット) http://www.sanpainet.or.jp/

毎月開催

汚染土壌運搬担当者講習会

平成22年4月の土壌汚染対策法改正・施行を受け、
汚染土壌の運搬に携わる方々を対象に
汚染土壌の適正・安全な運搬に必要な知識を
習得していただくための講習会を開催しています。
関係者の方々のご参加をお待ちしております。



汚染土壌 運搬担当者講習会

毎月
開催

日 程：平成24年 3/15, 4/17, 5/15, 6/15, 7/18
8/15, 9/14, 10/16, 11/15, 12/14
平成25年 1/15, 2/15, 3/14

時 間：15:00～16:00 (この後、要望に応じて質疑応答1時間程度)

場 所：(公財)産業廃棄物処理事業振興財団
(ご要望に応じて出張講習も致します)

受講料：3,000円 (テキスト代含む)

講習終了後に修了試験を行い、合格者には、修了証及び車両表示シールを授与します。
修了者名、及びその所属企業名(営業所名)を、「汚染土壌運搬担当者講習修了者」として、
当財団ホームページ(産廃情報ネット)に掲載します。

受講申し込み先
問い合わせ先

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 適正処理推進部 ●電話 03-3526-0155
●Eメール seminar@sanpainet.or.jp ●ホームページ(産廃情報ネット) <http://www.sanpainet.or.jp/>

汚染土壌の運搬に携わる方々を対象に、汚染土壌の適正・安全な運搬に必要な知識を習得していただくための講習会を開催しています。

ご案内 (お問い合わせ先)

03-3526-0155

適正処理推進部 岡崎・小野

※講習の内容や申込方法、臨時の開催、講師派遣などについては、上記までお気軽にお問い合わせください。

修了者を「産廃情報ネット」に掲載しています

- 汚染土壌の適正・安全な運搬を推進するため、積極的に受講され、修了試験に合格された方々を掲載しています。
- 汚染土壌の適正処理を推進するための手段の一つとして、ご活用下さい。

運転手への教育が必要です

- 汚染土壌の運搬を委託する搬出者は、運搬受託者の能力の確認が必要です。
- 搬出者または運搬受託者は作業員の健康被害、事故等の未然防止や事故が発生した場合の対応についての教育が重要であり、教育を行ったことを記録して保存すべきであるとしています。

【汚染土壌の運搬に関するガイドライン改定版】

平成23年8月

産業廃棄物処理業 経営塾

平成24年度

第9期 開塾する!!

当財団では、産業廃棄物処理業の中核的な担い手となる企業の経営責任者を対象に、広範な知識や見識をより一層深めていただき、各地域の産業廃棄物処理業界の水準を高める役割を担っていく人材を育成することを目的に、平成16年度より本経営塾を開催しています。昨年度第8期までで280名の卒業生が巣立っています。

本年は過去最多42名の塾生を迎えて第9期経営塾を実施することとなりました。6月7日の開塾式では、田中勝塾長(鳥取環境大学サステナビリティ研究所所長 特任教授)より「現在求められているのは循環型社会の形成。震災以降は電力買い取り問題の関心が高まっており、物質回収型かエネルギー回収型か慎重に見極めていく必要がある。また日本の産廃処理の技術レベルは高く、他の業種と同様に日本の産廃処理業者も世界に進出する余地がある。この経営塾を通じて‘よみ・かき・そろばん’——時代の先を‘読み’、企業の将来のビジョンを‘描(か)き’、経営に勝つ‘そろばん’ができる力——を身につけて欲しい」と激励の言葉が贈られました。

講義期間

平成24年6月～11月(6ヵ月間)

講義内容

講義：27講義(月2回程度)

合宿研修：講義・グループ討議(1泊2日)2回

施設見学：1回

講義会場

「エコツェリア」

東京都千代田区丸の内 1-5-1 新丸ノ内ビル 10F



激励の言葉を贈る田中塾長



田中塾長の言葉に聞き入る塾生たち



講話する
青山副塾長



講話する
飯島副塾長

開塾式終了後、引き続き第1回講義が行われました。青山俊介副塾長((株)エックス都市研究所 取締役特別顧問)、飯島孝副塾長(当財団専務理事)より、経営塾の創設の狙いや目的、カリキュラム内容、入塾生に期待すること、卒塾後の塾生たちの活発なOB会活動の様子などが紹介され、9期生の皆様も今後の講義に大きな期待を持たれたことと

思います。

講義後の会場を移した開塾パーティーには、(公社)全国産業廃棄物連合会会長石井邦夫様、ご講義をいただく多数の講師の皆様、そして卒塾生を代表して経営塾OB会会長(株)東亜オイル興業所 取締役 濱松直親様にご臨席賜りました。塾生たちは、来賓の皆様や同期の方たちと積極的に親睦を図り、塾での交流のスタートを切りました。

第9期経営塾では、これから約6ヵ月間にわたり各分野の最前線でご活躍されている講師による27講義をはじめ、研修合宿、施設見学会等を実施してまいります。

第9期塾生の皆様には、当塾でのさまざまなカリキュラムを通じて、産廃ビジネス経営の知識等の習得にとどまらず、塾生同士の交流、講師の皆様との講義等を通じたコミュニケーションによりネットワークを築いていただき、本業界の成長にリーダーシップを発揮するための経営力をさらに磨いていただけることを期待しています。

(経営塾事務局)

企業

経営塾
OB会

紹介

(株)国中環境開発

専務取締役 経営塾1期生 國中 賢一
取締役 経営塾5期生 國中 雅之

企業名 株式会社国中環境開発

所在地 大阪府松原市天美我堂三丁目67番地の1

代表者 代表取締役 國中賢吉

創業 昭和42年5月

設立 昭和55年10月

資本金 9,500万円

当社は、昭和42年に廃棄物の適正処理を行うことを目的に、現代表である國中賢吉と前副社長がトヨエース1台で事業をスタートいたしました。以来、「地球はやさしい、人もやさしく」をスローガンに廃棄物の適正処理とリサイクルを通して、資源循環型社会の構築に貢献しています。

中間処理事業は昭和63年に、大阪府堺市にて中間処理施設「堺総合リサイクルセンター」を竣工し、破碎処分による建設系混合廃棄物の受入を開始いたしました。また、平成2年には同センターに焼却施設を、平成4年には脱水施設を設置し、総合処理センターとして幅広い廃棄物の受入を可能といたしました。



医療廃棄物収集運搬車両

現在は、施設の老朽化に伴い、脱水施設、焼却施設は廃止しておりますが、都市近郊にて持続可能な産業(動脈)を支える産業(静脈)として、お客様のニーズにお応えできるように、破碎施設による中間処理事業は継続しております。

収集運搬事業については、昭和56年に堺市の産業廃棄物処理業の許可を取得して以来、近畿2府4県を中心に事業展開を行っております。創業当初は、建設系廃棄物、製造業から排出される廃棄物を主に取扱っておりましたが、平成2年より医療関係機関等から排出される廃棄物の取扱を開始いたしました。現在では、医療関係機関等から排出される廃棄物を主として、建設系廃棄物、製造業から排出される廃棄物の取扱を行っております。

■安全衛生の徹底

収集運搬事業を始めとする業務の安全を図るために、当社では高精度アルコール濃度測定器(運転免許証連動型)を導入し、出勤時と退勤時に運転手のアルコール測定を実施しています。また、運転時にはタコグラフとGPS管理システムにより運行管理の徹底を図っております。



高精度アルコール濃度測定器

■環境マネジメントシステム

当社は、平成13年にISO14001を認証取得いたしました。廃棄物処理業は、環境に直接影響を与える業務が多く、他の業界より特に環境に配慮した事業活動が求められています。このため、地域住民の皆様にも少しでも恩返しするために周辺地域の清掃活動に積極的に取り組んでいます。

また、環境マネジメントシステムによる継続的改善を従業員に理解させ、自主的に活動させるために、外部審査以外はコンサルタントによる指導を受けずに、従業員のみで運営を行っております。

これにより、自らが環境目的および目標を立案することで、従業員全員が目標の達成を意識し、行動することができるようになりました。

■グループによる連携

当社のグループ企業としては、土木工事、道路・管渠等清掃業務を行っている株式会社コクエイ、大阪市内を中心とした一般廃棄物・産業廃棄物の収集運搬業務を行っている株式会社シビルスタッフ、堺市内の一般廃棄物の収集運搬業務を行っている株式会社ジェイシー、奈良県内の医療関係機関等から排出される廃棄物の収集運搬を行っている株式会社インテックの4社があり、それぞれ専門分野ですぐれたノウハウを駆使し、事業の多角化を進めています。

■チャレンジ

「現状維持に満足せず、チャレンジすること。」廃棄物処理業も他産業と同様に常に変化することを求められています。

環境保全事業に携わる当社は、グローバル、ローカルの2つの視点から、日々深刻化する環境問題と自らの事業のあり方を絶えず問い直し、持続可能な発展・資源循環型社会の実現に、幾分なりとも寄与できるようチャレンジし続けます。これからも当社はこの理念と志の下、事業システムの充実化を図り、より良い企業を目指します。

《主な環境目標》

- 地域の清掃活動への積極的な参加
- 事業所内外の緑化活動
- 中間処理残渣のリサイクル



積極的に地域の清掃活動へ



緑化活動も積極的に

(株)ハチオウ

取締役副社長 経営塾第1期生
森 雅裕

企業名 株式会社ハチオウ

所在地 東京都八王子市四谷町1927番地2

代表者 代表取締役 森裕子(モリ ヒロコ)

創業 昭和31年4月3日

設立 昭和47年2月16日

資本金 8,000万円

■当社の事業内容

当社は、公害が騒がれていた昭和47年に廃棄物からの銀回収業、また廃棄物中から金や銀等の貴金属を化学的に回収する技術を応用して、工業廃液の処理や排水処理対策などの公害防止コンサルタントとして事業のスタートをきっています。

その後の廃棄物問題や環境問題等といった時代の変遷を経て、現在の特別管理産業廃棄物処理業に至っています。事業の商圈は東京を中心とした関東一円で、産業廃棄物処理のほかに環境関連のコンサルティングやエンジニアリング、フロンガスの回収等の関連事業を行なっています。

■当社の産業廃棄物処理の特徴

当社の廃棄物処理の特徴として、廃棄試薬や薬

品等の特殊な廃棄物の処理が挙げられます。これらは実験廃液や分析廃液、廃棄試薬、廃工業薬品、有害な汚泥、各種汚染物等で、量の多少にかかわらず有害・危険性や環境への負荷が極めて高い廃棄物です。

これら廃棄物の有害性や危険性は、腐食性や引火性、また爆発性等の様々な化学特性を有しているため、プラントでの画一的な処理には向いていません。それゆえ、当社では技術者が人手を掛け、その化学的特性に応じた個別の処理を施しています。

処理施設も、焼却と化学処理の2つを軸にしていますが、焼却施設4.62t/日、中和・無害化施設47.0m³/日といった具合に決して大きなものではありません。廃棄物処理施設としての役割と同時



廃薬品等

研究や技術開発過程で廃棄される薬品や廃液は有害性や危険性が多種多様であり、当然その化学的特性に応じた適正な処理が求められる。



化学処理施設(八王子工場)

焼却と化学処理を軸に多種多様な化学系廃棄物の処理を行っている。

に、多種多様かつ処理困難な有害・危険性廃棄物を処理するための技術開発や研究、また取り扱ううえでのノウハウや技術を蓄積する場でもあります。

■当社の施設の概要

●東京工場(東京都墨田区)

東京23区における拠点として、積替え保管施設と中間処理施設の機能を有する

●八王子工場(東京都八王子市)

化学処理と焼却を軸とした有害・危険性廃棄物の中間処理施設

●相模原CWソリューションセンター(神奈川県相模原市)

積替え保管施設として、危険物屋内貯蔵所の許可を有する

●収集運搬車両 30台

■排出現場でのケミカルリスクの低減

当社は有害・危険な廃棄物を処理する事業の性格上、数多くの環境法令や規制に対処してきた経

験があります。また、営業拠点が東京であることから、顧客も研究機関や大学等の教育機関、中小企業と多様です。同時に顧客からの相談事も多様で、当社の事業内容も従来の廃棄物処理から排出事業者の抱える課題解決を目的としたリスク低減のサポート等広がっています。

例えば、排出事業者内の廃液処理施設への専門スタッフの派遣、各種セミナーの開催や講師の派遣、環境・安全に関する改善提案などがあげられます。

事業としての採算性は期待値の段階ですが、廃棄物処理業以外にこれらのサポート業務の依頼を頂けるのは、お客様に恵まれていること、多種多様かつ処理困難な廃棄物の処理現場で培ってきたノウハウや経験を豊富に有していること、廃棄物処理が現在ほど注目されていなかった時代から取り組んできたことが大きな要因と考えています。

■最後に

現在の化学物質管理に対する世界的な潮流の動きはめざましく、化学物質の使用量削減や環境中への排出抑制など、社会からの極めて高い要求水準があります。しかし、排出事業者においても化学物質管理や安全管理に対する課題は多く残されている現実もあります。

このような状況のなか、化学物質による環境負荷やリスクを少しでも減らすことが当社の役割と捉えています。そのためにも、今後更なる技術開発や人材育成を通じて社会全体の安心・安全に寄与していきたいと考えています。



相模原 CW 物流ソリューションセンター

危険物屋内貯蔵所の許可を有し、アルコール類や第一石油類等の危険物を保管できる。



「テンカラ」って聞いたことありますか？ほとんどの方が知らないと思いますが、アマゴ・ヤマメ・イワナといった「溪流魚」を対象にした、日本古来の毛ばり(疑似餌)を使った釣りのことです。溪流釣りといえば鮎釣りを思い浮かべる人が多いと思いますが、概ねもっと上流や源流の沢がそのフィールドになるためタックル(道具)はとてもシンプルで、ウェアを除くと竿・ライン・毛ばりの3つだけです。「浮き」も「おもり」もありません。フライフィッシングやルアーフィッシングも疑似餌を使いますが、双方で必要なリールはテンカラにはありませんし、フライに比べて毛ばりもかなり大雑把です。受け売りですが、ヨーロッパ発祥のフライフィッシングが広くゆったり流れる河川に対応し、ゆっくり流しても見破られないよう本物の餌(昆虫類)そっくりに作るのに対し、テンカラは日本特有の源流域(急流)で着水の瞬間に食わせる職漁師の釣りとして発達したため全てがシンプルなのだから。私の巻く毛ばりも大中小があるものの形状は1種類です(不精なだけかも)。

そんなテンカラに夢中になってから15年ほど経ちますが、なかなか奥が深く未だに新しい発見があるので飽きることがありません。多くの溪流で解禁(釣期)になる早春から秋まで、季節の移り変わりを肌で感じながら自然の中に身を置くのはなんとも気持ちがいいものです。山桜から山ツツジ・藤へと移りゆく溪流の花々を目にするのも、はじめは音痴な

鶯がだんだん上手に鳴けるようになっていく過程を聞くのも一興です。また、7~8m先のポイントに毛ばりを打ち込み、絶えず上流に移動する「ハンティング」の要素が多い釣りなので、男性のDNAに脈々と受け継がれた「狩猟本能」を強く刺激されるのも魅力のひとつかもしれません。結果、邪心が消え無心になることでストレス解消になっているのでしょうか、気がつくと昼になっていたりします。早朝6時には入渓するので、どんなオリンピック選手にも勝る集中力です(仕事にも生かせよ！)。

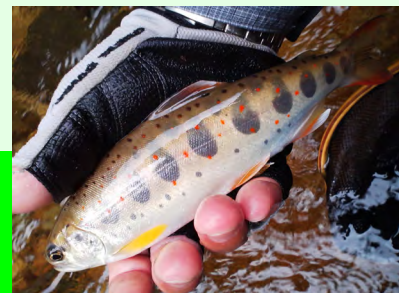
最近では、さらっと飛び越えていたはずの岩場がゆく手をはばむ難所となり、一発で通していた針の穴にはラインが入らず…と、体力・視力の衰えが否定できませんが、まだまだ肉食系男子と言われたい54歳は今シーズンも藪をこぎつつ崖を上り、クマさんやママシ君にビビりながらも大いなるロマンを求めて「狩り」に行くのであります。

豊田ケミカルエンジニアリング(株) 渡辺勝広

開 話 休 題

溪に魅せられて

経営塾5期生 渡辺勝広



編 集 後 記

工場見学や産業観光が人気を集めている。かつて公害の町として知られた川崎は今や京浜工業地帯の産業施設を活用しての産業観光ツアーや工場夜景バスツアーを行うなどして産業観光の一大拠点を目指している。近畿経済産業局の行った内外の外国人232人に対するアンケート調査(平成24年4月)でも85%の外国人が日本の産業施設への訪問を希望しており、ものづくり日本への関心は円高等に苦しむ製造業の不振を尻目に非常に高い。

地元の醸造所で麹菌の発酵過程を見たのが最初の工場見学であった。ロボットが縦横無尽に働く自動車工

場や大小のタンクと複雑な配管の化粧品工場なども見た。狭い香港の時計工場は、ビルの1階から4階へと製造工程が縦型であり驚いた。アジアNICs台頭初期のマレーシアの日系音響機器メーカーでは花柄の制服で女性工員が誇らしげに働いていた。

最近では産廃処理施設や最終処分場を訪れる機会が多いが周辺環境に配慮し、機械化・自動化が進んでいるのに驚く。先般訪問した長野の会社では、丁度、地元小学校の見学会を行っていた。多くの産廃処理業者が施設見学会を行い地元理解に努力している。また、東京都が東京スーパーエコタウン見学会を毎月開催する

など自治体主催のエコツアーも各地で開催されている。

このような実際の見学を通じて処理施設に対する誤解・偏見が解消し、NIMBYからPIMBY(Please In My Back Yard)として地域に開かれた拠点インフラとなることを期待したい。なお、大人気のANA機体メンテナンスセンターとともに産廃処理のクレハ環境かながわ事業所等を紹介した『関東周辺工場&社会科見学スポットガイド』(成美堂出版)も出版されている。さらに多くの処理施設が紹介され、見学されて欲しい。

(一循)



産廃振興財団NEWS

2012.8 vol.20 No.67

発行日 平成24年8月13日

発行人 樋口 成彬

発行所 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号 堀内ビルディング 3階

TEL (03)3526-0155 FAX (03)3526-0156

URL <http://www.sanpainet.or.jp>

印刷 (株)環境産業新聞社